

第五十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十三号

昭和四十二年六月二十七日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君

理事 鴨田 宗一君

理事 中川 俊思君

理事 中村 重光君

理事 稻村 左四郎君

理事 岡崎 英城君

理事 神田 博君

理事 小山 省二君

理事 坂本 三三君

理事 塩谷 一夫君

理事 田中 六助君

理事 橋口 隆君

理事 武藤 嘉文君

理事 岡田 利春君

理事 中谷 鉄也君

理事 古川 喜一君

理事 吉田 泰造君

理事 岡本 富夫君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

内閣法制局第四

部長

公正取引委員会

委員長

経済企画庁国民

生活局長

農林省畜産局長

通商産業政務次

官

通商産業大臣官

房長

中小企業庁長官

影山 衛司君

委員外の出席者

大蔵省主計局主

計官

運輸省自動車局

業務部長

岩瀬 義郎君

蜂須賀国雄君

六月二十七日

委員遠藤三郎君、小笠公昭君、黒金泰美君及び

中谷鉄也君辞任につき、その補欠として熊谷義

雄君、大村襄治君、塩谷一夫君及び神近市子君

が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大村襄治君、熊谷義雄君、塩谷一夫君及び

神近市子君辞任につき、その補欠として小笠公

昭君、遠藤三郎君、黒金泰美君及び中谷鉄也君

が議長の名で委員に選任された。

六月二十六日

離島振興法の一部を改正する法律案(倉成正君

外二十一名提出、衆法第三〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業振興事業団法案(内閣提出第八一号)

○島村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業振興事業団法案を議題とし

て、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。田中武夫君。

○田中(武)委員 中小企業振興事業団法案につ

いて質問をいたすわけですが、中小企業に対する指

導業務、これも新しい事業団の大きな仕事の一つ

でございますので、どういう観点に立って今後中

小企業を指導していくのか、そういう問題も含め

て、中小企業のカルテルの問題等を組上に上げて

まず質問したいと思うわけです。

その前に、まず基本的な態度をいたしまして、

中小企業に対する政策というか対策がいろいろご

ざいます。しかし、大まかに分けて、私はやはり

三点だと思ふのです。その第一点は、中小企業相

互間の過当競争を排除していく。それから中小企

業に対して多くの予算をつけ、そしてあらゆるき

めこまかな政策をしていく。これも、今日までの

いわゆる保護政策から振興政策への転換が必要だ

と思ふのです。さらにもう一点は、これは政府と

われわれと意見が若干違ふところであらうと思

いますが、社会政策を加味すべきである。この三

点だと思ふのです。この三点に対して、今日まで通

産大臣は中小企業者に対してどのような態度を

とっておられますか。

○菅野國務大臣 ただいまお尋ねの三点のうち

のまず最初の過当競争を排除するという点、これ

は中小企業振興の一つの目標であります。それに

ついては、今日まで協同組合をつくってやるとか

いうような方法をとってきたのでありますが、今

回は協業組合をつくって協業化、共同化を今後大

いに指導していくということを考えたわけ

です。

それから、保護政策から振興政策に移るべきだ

ということ、これはお説のとおりであつて、いま

まではどちらかという点と助長とかいうことを

使っておたのでありますが、今後はやはり振興

ということを中心としてやるべきだ、そういう目

的でこの中小企業振興事業団を設けようというこ

とを考えたわけです。

第三の社会政策ということですが、私は

社会政策ということを使いたくないので、これ

はあくまで経済政策として中小企業が自立自存の

できるような政策をとるべきだという考え方をし

ておるのであります。社会政策というとか何だか

目というか、自立ができないというような考え方

になると思ふのであつて、これはむしろ通産省と

してはあくまで経済政策でいくべきだという考

え方があります。社会政策という立場はむしろ厚

生省やなんかのほうで考えてもらふということ

で、あくまで経済政策として中小企業が自立自存

のできるような政策をとるべきじゃないかという

考え方をしております。

○田中(武)委員 第三番目の社会政策という点に

つきましては、かつて中小企業基本法の法案審議

のときに、われわれと政府との間に大きく食い違

いました四点ばかりのうちの一点です。しかしな

がら、私も、これも表現の問題であつて、中小企

業基本法は経済の合理性の追求、すなわち中小企

業問題を経済的に解決していく、こういう態度

であることはわかつておりますが、しかしその中

にもすでに若干の社会政策的なものが入っている

わけなんです。私がここで言おうとすることは、

もう一步それを進めて、いわゆる緊急な救済、

はつておけばばつたばつたと倒れていくとなつた

場合に、緊急救済というやうなことを、あるいは転

産業に対して特別な援助をするということ、もつ

と云うならば、たとえば中小企業退職金共済事業

団ですか、あれなんかでも考えようによれば社会

的な政策だとも言えると思ふのです。したがって、

あえて現在の佐藤内閣が社会政策と云うことがい

やであるならば、そのことはどうでもよろしい

い。しかしその方向に進まねばならないことは必

至だと思ふのです。いかがですか。

○菅野國務大臣 社会政策ということばが、これ

はもう内容自体に田中委員が言われたことを通産

省としてはやつておるというか、やらなければな

らぬと考えております。それを社会政策というこ

とばであらわしたほうがいいのか、私は転産業の

問題も、これも一つの経済政策というふうには私

のほうでは考えておるのであつて、だから内容は同

じことであつて、ただことばの使い方が違ふというにすぎないといふことで、お説のとおり、田中委員の言われる社会政策的な事は、今後われわれとしてもますます重要視してやうていくべきである、こう考へております。

○田中(武)委員　そこで、この十年ばかり前からずっと中小企業基本法ができるまでといひますか、あるいはそれ以後もそうですが、中小企業の過当競争を排除する、そして中小企業がみずから守らなくちゃならないといふことで、多くのカルテル除外法をつくつてまいりました。たとえば中小企業団体法、環境衛生法、みなそうなんです。そのころは政府は法律によつて過当競争排除のための政策はとる、しかし金を使う面はあまり出さなかつたのです。ところが若干でも最近では中小企業政策に對し予算の面においてふえてきておることは認めます。その一つが今度の中小企業振興事業団であらうと思ひますが、いままでは、これはそうでなかつたとおしやるかも知れませんが、まず過当競争を排除して、そういう方面に重点を置いてきたことは確かです。そのために、中小企業に對していわゆる保護政策といふ面へいったと思ひます。その結果が、相当中小企業の団体による一口に言へばカルテル、調整規定とかあるいは制限だとか、ことばはいろいろ使つておられますが、カルテルです。そこで、われわれも実はそういう上立つて中小企業の行なうところのカルテル、これについては私は積極的に賛成をしてまいりました。いうならば保護政策の上立つてやうてまいりました。ところが、今日消費者の立場から見た場合に、相当問題ではなからうかと思ふわけですが、これは影山長官もあるいは専門家の田中法制局第四部長も十分御承知と思ひますが、中小企業、ことに協同組合等のカルテルに對しまして、學説が二つに分かれてゐることは御承知だと思ひます。われわれはそのうちの第二説とでも申しますか、いわゆる嚴格説に對する同情説とでも申しますか、そういうような立場をとつてまいりました。すなわち、中小企業等協同組合法

あるいは中小企業団体の組織法等々は、ともに独禁法と同じ性格を持つております。したがつて、弱者を強者から守る、中小企業の経済的弱者を経済的強者から守る、こういう上において同じ法律にあるものだといふことで、ある程度の私的独占禁止法の除外規定も認めてきたわけなんです。しかし今日では、これが大きな値上りの原因であり、価格を下げるべきものが下がらない一つの大きな原因をなしてゐる。また中小企業は、このような政府あるいはわれわれの保護政策の上に安眠をして、みずからの強化と——だからこれは構造改善だと言ふかもしれないが、みずからの體質の改善をしようといふことを進めなかつた。そしてカルテルの中に安住しておつたことは事実です。これはむしろ公取のほうで当然だろつと思ひますが、そちらでもつかんでおられるかも知れませんが、そのお伺ひしますが、いわゆるカルテルが現在幾ら存在してゐるか。このうちの中小企業にかかわるカルテル、それはいろいろあるでしょう。根拠法は中小企業等協同組合法、団体法、環境法、輸出入取引法、いろいろあるうと思ひます。一体、今日の程度の中小企業カルテルが存在してゐるかお調べになつたことがありますか。

○影山政府委員　さしあたり、中小企業協同組合法によりましてカルテルをやつておりますものの中で、生産販売調整をやつておるものが二百十三、それから価格調整事業を行なつておるものが千十六といふような数が過去においてあつたわけでございます。これはちよつと古い資料でございます。昭和三十六年の調査でございます。

○田中(武)委員　いま長官があげました事例は私も持つております。これは中小企業庁が三十六年に中小企業協同組合に對して行なつた調査の結果で、回答九千九百五十六のうち共同購入に関する協定、共同購入を事業としてやつておるものが三千四百八十九、共同販売が千四百五、生産販売調整が、いま長官が言われたとおりで二百十三、価格調整が千十六であります。この千十六という価格調整を見た場合に、私はその内容を一々知りませ

んが、私的独占禁止法と中小企業等協同組合法の間に私は考えねばならない問題があるのではなからうか、こう思ふわけですが、いかがでしょう。

○影山政府委員　中小企業協同組合は主として小規模の中小企業者が団結をいたしまして共通の利益を追求し、中小企業者の地位の向上をはかるという趣旨に基づいて団結権を認められておるものでございまして、先ほど先生御指摘のように、中小企業の過当競争の排除及び中小企業の保護という見地のほかに、物価対策という大きな政策的な要請が出てきたわけでございます。そういう観点から中小企業庁といたしまして、たとえば価格協定のための価格協定というやうなものについてはもう少し指導を強化してまいりたい、あるいは先ほど先生御指摘のように、カルテルの上に安住してしまつて、中小企業の合理化努力といふものがないがしろになつておるといふやうなものについても、これは少し指導を強化していきたいといふ方針を昨年来とつてきておるわけでございます。その一つのあらわれといたしましては、中小企業団体の法に基づきますところのアウトサイダー規制命令を五年ないし十年以上續けておるものにつきましては、もう少しこれを、業種別の體質改善をはかることによつて、アウトサイダー規制命令をかけるなくともいふやうな方向に

の組合を減らしたわけでございます。そういうふうには、物価対策という見地から相当強力に指導をいたしておるやうな次第でございます。

○田中(武)委員　北島さん、あなたちよつとおくられてきたわけですが、実は中小企業のカルテルをいまやつてゐるわけなんです。ことに、中小企業協同組合等の法律に基づくものを取り上げて、逐次やつてゐるわけなんです。そこで、公正取引委員会としては、いまカルテルが幾ら存在するか、うち中小企業にかかわるカルテルが幾ら、そのうち価格協定に関するものが幾ら、調査がございましたら、ひとつ言うていただきたい。

○北島政府委員　手元に正確な資料がございませんが、一応私が記憶しておるので申しますと、この三月末現在で千四十のカルテルがございまして、これはただいま中小企業庁長官がおつしやいました中小企業等協同組合のものは除きまして、他の法令に基づくものが千四十ございまして、そのうち中小企業団体の法に基づくものが六百三十四、それから輸出入取引法に基づくものが二百十、環境法に基づくものが百二十三、内航海運組合法に基づくものが二十一、これは大体中小企業関係——輸取法では大企業でございますけれども、大部分中小企業関係、こう考へてよろしかうかと思ひます。なお価格協定をやつておりますものは、最近では内需物資ではなかつた二つでございまして、自販車用のベルト(田中(武)委員「根拠は何ですか」と呼ぶ)それは根拠は中小企業団体の法です。もちろん輸取法関係では輸出貨資に関する価格協定もございしますが、内需物資につきましては現在二つ。自販車用のベルト、もう一つはちよつと忘れましたが……。

○田中(武)委員　公取で把握できるのは、いわゆる法律のたてまえから、公取と協議するあるいは認可を必要とするあるいは通告をも含めて何らかの形において公正取引委員会がつかめたもの。たとえば中小企業等協同組合法によるところのカルテル、これはつかめないわけなんです。したがつて、この協同組合のカルテルというのは、いうならば

法律上野放しになっておる、そう申し上げても過言でないと思ふのです。しかし、はたして中小企業協同組合の行なうところの事業に関する協定が野放しであつていいのか、こう考えるわけなんです。実は私も、先ほど言つたように中小企業保護政策の上に立つておりますから、あまりこういう点を言わなかつたのです。しかしながら、少しこの際振り返りやっておかないと、ますます安易な方向へ流れて、結局中小企業者それ自体も私は將來よくないと思ふのです、はつきりしたいと思ふのです。

そこで通産省、これは大臣でも長官でもよろしい。あとで法制局、それから公取委員長にもお伺いをいたしますが、中小企業等協同組合法に基づくカルテルには、野放しであつてはいけない、一定の限界が必要である、私はこう思ふのです。その限界はどこにあるのか。一定の条件と限界が必要だと思ふのです。そのことについて少し議論を進めたいと思ふのです。いいですか。いま言つてゐるのは、法律上野放しのかつてであるのです。しかし理論的に限界が必要であり、条件が必要である。

○影山政府委員 中小企業等協同組合が小規模事業者の共同の利益の追求という見地から認められております点に、かんがみまして、この協同組合の行ないますところの価格協定があまりに広域的に流れまして、商業組合、工業組合、商工組合のやべき分野というところまで広がつてゐるという場合には、これは協同組合の行なうべき価格協定の限界を逸脱したものというふうに考へてゐるわけでございます。

○田中(康)政府委員 行政指導上と申しますよりは、私のほうは法律上の限界ということでお答え申し上げますが、まず独禁法二十四条第一項ただし書きによる限界がございます。それ以外にどういう限界があるかといふと、これは先ほど先生が仰せられましたように、厳格説に立つたか、あるいはもう一つ同情説とおっしゃいましたが、同情説に立つたか、このいずれに立つたかによつて、

そこに限界がおのづから違つてくるところがあるものと考へます。厳格説によりますと、これは中小企業者の組合であります協同組合の行ないます事業は、そもそもいゆる統制型の事業と申しますか、いま申しておりますような価格協定の事業は行ないないといふこと、ただ単純にそれだけを目的としては行ないないという観点から申すわけでございますが、それがほかのたとへば共同施設事業と一体として、そこに価格協定なり生産協定なりといふものを補充的に加味する場合に許されるのではないかといふふうに考へる説が一つあると思ひます。それからもう一つは、同情説のほうでございますが、同情説に立てば、これは独禁法も中小企業協同組合法も同じ目的を持つてゐる、弱者を強者から保護するといふようなものでございまして、そういうものが行ないます価格協定は、弱者、中小企業者側が大企業等の強者に対してする協定であるから当然許される、大体普通の協定は許されるというふうに出てくるものと思ひます。しかし、この二つの説がございまして、少なくとも現行法律を見ますと、一方は中小企業等協同組合という任意型の法律であり、いわゆる統制といふものが排除されてゐる型であり、もう一つは、やはり同じ中小企業者について団体を認めております中小企業団体法あるいは環境衛生の組合法といふものが統制的な事業を行なうことを主として認めてゐるという二つの法体系があるといふことを考へますときに、おのづからそこに中小企業等協同組合法による事業には限界がなければならぬといふことは明らかだと思ひます。しかしながら、それをどこに引くかといふことになりまして、それは中小企業等協同組合法そのものにさういふことをやつてはいけないという規定もございませぬし、非常に疑問なしとしないわけでございます。そこは私たちがいたしましては、もちろん全然さういふ統制事業といふものを行なえないといふふうには申しませぬけれども、相当程度の高い限界を設けなければならぬのではないかといふふうに考へるわけでございます。

○北島政府委員 私は中小企業等協同組合法のたてまはよく存じ上げておるわけでございますが、いままで中小企業等協同組合法の共同施設のことで価格協定ができるということはどうもぐあいが悪いのではないかといふ、私個人の考へでありまして、これはいろいろ反対もございまして、弱者的たる中小企業者が協同組合をつくつて強者から守る、こういった趣旨のものである。共同販売になると当然価格まで定めるわけですから、価格協定まで共同施設の中に含めるのだ、こういう説もあり得るかと思ひますが、私はそれはどうも賛成ができません。ただし、これは実際はいままでそれで行なつてきておるのですから、ただあとどういふふうにかつていくかといふ問題かと思ひます。独禁法的に申しますと、もちろん二十四条の規定でたし書きがございまして、協同組合なども「一不正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。」という見解でございまして、この限りでない。こういう見解でございまして、このような場合は、価格協定をいたしまして、それが独禁法違反になる、こういうことにならなければならない。

○田中(武)委員 それぞれ担当の上に立つての幾らか表現のニュアンスは違ひます。そこで私は私の見解を述べたいと思ひます。まず影山さん、独禁法二十四条、私はこれは条件だと思ひます。私は先ほど条件と限界と言ひました。これが条件だと思ひます。限界は何かといふと、その根拠法の精神、目的だと思ひます。すなわち、中小企業等協同組合法に基づくものならば協同組合法の精神、団体法も、あるいは環境衛生その他もそのとおりだと思ふのです。すなわち、二十四条の各項目が条件である。その限界は根拠法の目的、精神を逸脱してはならない、こう定義いたします。したがひまして、先ほど来申し上げておるように、いわゆる独禁法も、中小企業組織の關係法も、ともに経済的弱者を経済的強者から

守るための法益を同じくするといふようないままでは保護説、同情説に立つておりましたが、今日のやり方を見ると、厳格にやらなくてはならない、厳格説のほうへ移行すべきときであらうと思ひます。私もさういふ態度をとりたいと思ひます。そこで北島さん、あなたがおいでになる前からおいでになつた直後か知りませんが、現在、中小企業等協同組合による価格、これは法律は制限と書いていますね。それが現在存在しておるものは四百四十一ですね。これを一々中小企業等協同組合の精神を逸脱しているかどうか、これを調べたいへんだと思ふのです。しかし、北島さんは先ほどこれは公正取引委員長という立場から、中小企業等協同組合による価格協定はでき得ない、こういうふうに立つべきじゃないかといふ言ひをしておる。そうだと思ふのです。そこで、これは価格制限といふことばを使つておりますが、カルテルとしてみなしてはいけないと私は思ふのです。いいですか影山さん。これはやはり中小企業協同組合は事業の範囲でなければならぬ。共同事業の範囲において価格を制限する行為、こう読むべきだと思ふのです。しかしそれが一般消費者に対して、やはりカルテルと同じ効果を發揮しておる。すなわち、やはりカルテルです。この四百四十一に対して今後どのような指導をしようとしておられますか。これは二百七十九に減つた。その現在ある二百七十九に対して、どういふ指導をとられるのですか。

○影山政府委員 すでに四十二年二月十五日現在四百四十一ありましたものを、十二月末現在において二百七十九組合に減らしたわけでございますが、さらに今後とも指導をしていきたいと思います。減らしていくという方向で厳格にやつていきたいわけでございますが、その指導方針といたしましては、一つは広域にわたるところの価格協定をやつておるもの、県の範囲内等で当然商工組合でやるべき性質のもの、これは価格協定として協同組合ではやれないという方向で指導いたします。その他の問題につきましては、真にやむを得ざる

もので、小規模事業者が弱者の立場にありますので、それがお互いに小規模の範囲内で価格の協定をやっておくほうが経営の安定にも役立つというような場合に限って、真にやむを得ざる場合に限りこれを認めていくというふうな方針でやっています。

いずれにいたしましても、その前提といたしましては、弱者の集まりである協同組合は、やはり事業の範囲内におきまして価格協定ができるのであるという前提に立つところの対策はとっておくわけですが、ただ厳格協定の立場から、あるいは価格対策という面から、物価対策という面から、相当範囲を厳重に調整をしていくという説をとっておくわけでございます。

○田中(武)委員 通産大臣、それから北島公取委員長、皆さんに申し上げますが、私がここで定義を下します。それで間違っておりましたら間違いであるという点を指摘してください。そうでなかったら、今後その上に立つて指導し、取り締まりをしてもらいたい。

先ほど申しましたように、企業のカルテル、これは調整という、制限と、それぞれことが違つて法律には書いてあります。これを一括してカルテルと申します。まず第一に、これは当然のことですが、独禁法二十四条のただし書きの条件を厳格に守るべきである。これは要件である。そうしてその限界は、それぞれの根拠法、協同組合法、団体法、環境法等々、これの目的、精神に反してはならない。したがって、たとえば協同組合法によつて申しますならば、組合の事業としての共同経済事業の一環としての価格制限に限る。それを越えるものは独禁法違反である。いかがでしょう。法制局もあわせてひとつ御見解をお伺いいたします。そういう態度で臨みますか。

○影山政府委員 共同経済事業の一環としての価格制限、共同経済事業の一環としての価格協定が行なわれるという場合、これが共同販売をやっておる、あるいはポランタリーチェーンをやっておる場合に、その共同経済事業に伴う場合の価格

協定だけであつて、ほかに共同経済事業をやっておるけれども、価格協定だけの価格協定は絶対にできないのだということになりますと、ちよつとそこ点で従来からの解釈あるいは法的安定という見地から、多少そこを弾力的に、中小企業それぞれの根拠法の目的、精神に反すべきにあらずという説には賛成するわけですが、その目的、精神に反するかどうかというところは、(田中(武)委員)これは中小企業等協同組合法でいってあるのですよ。と申す。その中小企業等協同組合法の根拠精神から申しまして、これは中小企業協同組合というのは元来が小規模の弱者の集まりである、その安定のためにやる価格協定はやるんだ、しかし行き過ぎは是正する、だから小グループでの価格協定というものは認めるべきである、しかしながら広範囲にわたる、中小企業団体法で認められておる商工組合で手続を踏んでやるべきものを、それを協同組合の形で、手続を踏まないでやる、こういうふうなものはだめだということまではいけませんけれども、全然価格協定でできないというところになりますと、中小企業協同組合法の目的、精神からいって、そこまで厳格協定を厳重にとらなければいけないのであるかどうかという点について、どうも私は問題があるのではないかとこのように考えております。

○田中(武)委員 では法制局、あなたは法律のたてまえだけ答えてください。

○田中(康)政府委員 私は独禁法二十四条一項のただし書きの要件を満たし、かつ中小企業等協同組合法の法的精神に合致する、こういうところは当然履行されなければならないと考えます。

最後の点でございますが、私は、これは厳格協定、それからもう少し緩和された説と二つございしますが、その厳格協定そのものにも確かに理由があり、そのように考え、また指導することは当然であると思ひますが、ただその法律解釈として、もうそれでなければいけない、たとえば必ずから価格協定をやっているものだけにしても、もう今後すべてこれは違法なんだということまで言える

か、こういうことになりますと、それにつきましては、すでにこの十年間というものがやっておりますことと、このような事態も考え合はせまして、全く絶対に違法であるということまでこれはいまいすぐ申し上げることは不可能である。ただ、そういうものについては、中小企業団体法等の手続におきましては……(田中(武)委員)いまあげているのは協同組合です、ほかが提起したのは……と申す。届け出その他公正取引委員会……(田中(武)委員)それはあとでやる。あなたは私の質問の先のことまで言っちゃいかぬ(と申す)ということから考えまして、そういう厳格なものはある程度設けなければならぬことは当然だと思ひますけれども、絶対違法であるということまで実はこの現状において申し上げるだけの自信がないわけでございます。

○田中(武)委員 公取委員長、どうです。

○北島政府委員 個人としては田中説に賛成でございます。

○田中(武)委員 これは、中小企業庁長官は中小企業の指導という上につけて、直ちに私の説という意見には賛成しがたい、ある程度の弾力性を保持なくてはという気持ちにはわかります。しかし私は、いま公取委員長が言われたように、これは法の精神を離脱しちやいけないうこと、もう一つ締めれば、いま私が申しましたような、いわゆる組合事業の一環としてでなくてはならない、いわゆる協同組合は共同事業をやるんだから、共同事業の一環でなくてはならない、その厳格に解さなければ、あとで問題を提起いたしますが、他の中小企業、それぞれの組織法との間に矛盾が出てまいります。ここで中小企業庁長官が、直ちにこれはその範囲を離脱したの違法だから云々とは言えないでしょう。しかし私の言っていることについて、そういう気持ちで今後指導しなければならぬと思ひます。私と北島委員長は、やや同意見のようです。独禁法の立場から見ると、カルテルというものから消費者を守るということになれば、その態度をとるべきである。私は一番最

初申しましたように、十年ほど前にはカルテルは何かということについて、これは大企業の寡占で、独占寡占化あるいは市場の独占をねらつてやること、行為である、こういうところから、中小企業の協定等々はいわゆるカルテルではない、こういう考え方を一時持つておいたのであります。それはすなわち私も申し上げ、法制局の田中さんも申されたように、独禁法も中小企業関係の組織法における態度も、ともに経済的弱者を強者から守るという法域に属するのである、したがつて独禁法にいうところのカルテルではない、こういう解釈を持つたんですが、先ほどから言っているように、これははんらんしてきている。しかも今日物価の問題に大きな影響を与えているのは、むしろ大企業もさることながらこれだ、こういうことでだんだんと私の態度も変わつてきたというところ、それをいま申し上げておるわけです。したがつて、中小企業庁におきましてそのような態度をもつて進まなければ物価問題は片づかない。またそのことは中小企業将来のためによくない。いかがですか、もう一度伺ひます。

○影山政府委員 精神といたしまして、そういうふうな物価対策の見地から、この協同組合の行ないますところの価格協定につきましては、厳重な態度をもつて指導をしていきたいと思ひます。

○田中(武)委員 ここで大臣、よく聞いておいていただきたいんですが、なぜ私がいま申しましたような厳格なる態度で臨むかということにつきまして、二、三の例をあげてみます。これはちよつと田中さんが触れかけたんですが、たとえば先ほど来論議になっておる中小企業等協同組合による価格協定、これは一応野放しのかっこうである、それは条件とか限界はあるけれども、それがいままですべていかなかった。ところが同じ目的で、あるいはそれ以上に保護するという目的でつくられたところの中小企業団体組織法では価格協定は、どういふふうになっておるのか、第十九条で価格制限の条件がうたわれております。そうして九十

初申しましたように、十年ほど前にはカルテルは何かということについて、これは大企業の寡占で、独占寡占化あるいは市場の独占をねらつてやること、行為である、こういうところから、中小企業の協定等々はいわゆるカルテルではない、こういう考え方を一時持つておいたのであります。それはすなわち私も申し上げ、法制局の田中さんも申されたように、独禁法も中小企業関係の組織法における態度も、ともに経済的弱者を強者から守るという法域に属するのである、したがつて独禁法にいうところのカルテルではない、こういう解釈を持つたんですが、先ほどから言っているように、これははんらんしてきている。しかも今日物価の問題に大きな影響を与えているのは、むしろ大企業もさることながらこれだ、こういうことでだんだんと私の態度も変わつてきたというところ、それをいま申し上げておるわけです。したがつて、中小企業庁におきましてそのような態度をもつて進まなければ物価問題は片づかない。またそのことは中小企業将来のためによくない。いかがですか、もう一度伺ひます。

条第一項によつて公取委員会の同意を要する、あるいは協議を要する、これは二項です、こういうようになつておるのです。このことは一口に言いますならば、いろいろな協定とか何か共同行為、たとえば生産だとか技術だとか何かあるわけですが、そのすべてをやつて通してみてもなおかつ救済されない場合に限りて価格制限を、いわゆる価格調整協定を守るという立場に立つた、しかもそれ公取委員会の同意あるいは協議という条件がついておる。環境衛生関係営業適正化法というのがどうか、むづかしい名前ですが、それが一体価格がどうなつておるか、と考へてみました場合には、それは第十三条第一項で公取委への協議がなされるようにせねばならぬことになっております。その前に九条第一項によつて適正化規程の認可を関係大臣から受けなくちゃならぬことになっております。そして環境衛生法と団体法の条件を見ました場合に、団体法では一号から四号まで、それから環境衛生法では一号から三号までであつて、いわゆる環境衛生の……こういうことは必要でないな。ともかく不況カルテルの問題等について若干の違いがあるのです。一号から四号まで、片一方は一号から三号までであつて、その間に一つだけ違う。いわゆる二号が一方に載つてないという、こういう関係がありますが、それはもうあまりこまかく言うのはよしましょう。しかしながら団体法で言えば、団体法それ自体が何のためにできたのか、先ほど私が冒頭に申し上げましたように、中小企業保護の一環として仲間同士の過当競争を排除して守つてやるという精神の上に立つてできた法律です。その法律でもいろいろな行為をやつて、なおかつやれないときに限つて価格協定までやる、しかもそれには公取委員会との関係における規定がある。環境衛生法またしかりです。ところが中小企業等協同組合法は、公正取引委員会との関係において何も無い。したがつて、この法律を見た場合に、同じ中小企業、零細企業保護のための組織法であるとするならば、一方、協同組合法を厳格な上にも厳格に解さなければ、団体組織

法あるいは環境法との間のバランスを失ふことになりまふ。したがつて、私がこゝで提案したいことは、まずあつたのは中小企業等協同組合法による協同組合の価格協定に対しては、私の言うような厳格の上になつて、より厳格な指導で臨むこと、そして近き将来において——これはいま申しました法律のほかにたくさんあります。団体法、環境法、輸取法、その他たくさんございませう。これらの各法律を根本的に価格協定の点については掘り返す、そして同じような態度で法の改正をすべきである。でなければ、中小企業の行なうカルテル、ことに価格協定について、その法律によつて一貫したものがないということとは一体どういふことなんでしょう。したがつて大臣、まずさしあつたのは、野放しになつておる中小企業等協同組合法による協同組合、これの価格協定に対しては厳格な態度をもつて臨む、そしてできるだけ早い機会において、いま申し上げておるような、たとえば団体法、環境法あるいは輸取法等々が、価格協定において違つた態度をとつておるという点に対して、同じような思想の上に立ち、同じような取り締まりを、あるいは公正取引委員会との間の接衝を行なう、そのように根本的改正をなすべきであらうと思ひますが、大臣いかがです。

○菅野国務大臣 先ほどから、田中委員並びに政府委員からのいろいろな話をずっと伺つておつたのでありますが、私から言つて、結局田中委員は、いわゆる立法論で、今後の中小企業団体に対してどういふようにするかという御意見であると思ひます。それから長官は、いまの解釈論で、そういう価格協定をやむを得ない場合もあるということを書いておるのですが、そこで問題は、法律の解釈ということとは第二段といたしまして、田中委員が十年前とは自分は考へ方が違つてきたというものは、これは私も、そういうように考へが違つておることは、私自身も同じような考へをしておるのであつて、十年前は、既存の中小企業をいかにして存立さすかということに観点があつたと思ふのです。そこで、協同組合を設けて、何とかして自立生存のできるようにしてあげようというやうなことで、弱者を強者から守るというやうな立場から、こういう協同組合やいろいろの団体ができたかと思ふのであります。しかし、そういうやうな考へ方、既存の中小企業の存立を認めるということ自体は、これは私から言つて、いままでの経済政策は生産・流通を維持擴張しようという基本的な考へ方から出ておつたと思ふのです。が、しかし、もう今日になりますと、消費者という立場からすべての経済政策を考へていかなければならぬというやうに変わつてきた。田中委員の言われる物価の問題も、消費者という立場からいふと、消費者行政と申しますか、消費者の立場からすべての経済政策を検討する必要があるという意味において、いままでの既存の法律もそういう意味においてひとつ再検討する必要がある。したがつて、中小企業の団体もお話のとおりひとつ再検討していく、消費者の立場を考慮してひとつ再検討をしていくということにおいて、田中委員の言われるとおり、私も同じことで、再検討したい、こう考へております。

○田中(武)委員 立法論とか解釈論ということではなくて、すべての法律に対して一貫した思想が必要であるということが立法論です。それ以外は全部政策論です。したがつて、もう一度お伺ひいたしますが、私が言つておるやうに、まず中小企業等協同組合法による組合の価格協定に対しては、厳格なる態度をもつて臨む、それは先ほど私が言つておる条件と限界を見た上で、そして今後の立法論とすれば、いま言つたやうに団体法、環境法、輸取法、まだまだたくさんあります。それが一貫した思想の上に立つていない。これを再検討してやらねばならぬじゃないかということなんです。それを肯定するの可否定するか、それだけでよろしい。もしそれぞれの、輸取法は輸取法としての精神がある、環境法は環境法の精神があるから違ふのだということであるならば、議論をあとに展開します。

○菅野国務大臣 経済事情がだんだん変わつてきましたから、十年前に設けた法律も、その後設けられた法律も、いろいろ内容が変わつてきておると思ひますが、そこで問題は、先ほど申し上げましたとおり、日本の経済事情が変わつてきておりますから、したがつて、私は、消費者本位ですべての今後の経済政策を立てるべきだという考へをしておりますから、したがつて、既存の法律については再検討していくべきだという考へ方です。

○田中(武)委員 大臣も、何だか前置きが長かつたけれども、私のやつを肯定したわけですね。法制局、いいですね。——公取、どうですか、いま私の言つておるやうなことは、あなた自身が、通産省等々と同意する、協議をする、通告を受ける、いろいろあるのですが、それに対してどうですか。

○北島政府委員 カルテルを認める場合に、公取が認める場合は独禁法でやります。それから主務大臣の権限による場合は、それぞれ公取に対する同意とか協議とか通知という制度があるわけでありませう。ただ、いまの中小企業等協同組合の価格協定については、それが法律上ない。これは先ほど私申しましたやうに、現行法ではたしてそれが読めるのかどうかという問題にもからまつてくると思ひますが、とにかくやういふ規定はない。これはやはり片手落ちな点じゃないか。やはり全体を通じて、何らかのかつこうにおいて取公がタッチできるやうな法的な組織にならなくてはいけないんじゃないか、そんな感じがいたします。

○田中(武)委員 私の主張を、大臣、公取委員長、法制局、ともに肯定をせられたから、次へ参ります。

北島さんにお伺ひしますが、兵庫県の牛乳商業組合に対してまして、去る六月十日に、この商業組合が行なつた価格協定は独禁法違反であるからというこゝで、排除の勧告をなされました。それに対して、拒否の通告が二十日に出たやうであります。続いて、同じやうなことに對しまして、愛知

県の牛乳商業組合あるいはまた、東京都杉並と
いったように、これは相当な問題を呼びつとある
と思います。そこで、この問題に対して簡単に経
過をお伺いいたします。

○北島政府委員 ただいま御指摘の三組合の価格
協定容疑事件につきましては、それぞれ四月の初
旬に着手いたしました、先般、ただいまお話のよ
うに、価格協定の事実を証拠によって私も認定
いたしました。価格協定を破棄するように勧告い
したものであります。これを応諾しませんでしたので、
法律の規定に基づきまして、これを審判開始する
ことにいたしました。

○田中(武)委員 影山さん、これはいわゆる団体
組織法によるところの商業組合、この三月三十一
日ですか、理事会において決定をいたしました牛
乳類を二円引き上げる、このことは団体法による
ところの手続をとった調整、制限ではございません
ね。

○影山政府委員 理事会が決定をしたかどうかと
いうことについて、ただいま何か争いがあるよう
でございます。もしも理事会の決定があったとい
うことを前提といたしますならば、手続は法律に
従ってやっていないというふうに考えるわけであ
ります。

○田中(武)委員 問題は、理事会が決定をしたと
いうことに争いがあるのと、それから四月一日か
ら二円引き上げますというビラを配布したことに
争いがある、そういう点だと思ふのです。しか
し、やっておりますこの行為は団体組織法に基づ
くものでない、これだけははっきり言えますね。

○影山政府委員 団体組織法に基づきます場合に
は、価格協定をやります場合にいわゆる二段パネ
の制度があるわけですが、二段パネの手続
も踏んでいないわけでございます。

○田中(武)委員 問題は、北島さん、いわゆる三
月三十一日の理事会において、一斉に四月一日か
ら値上げをするということの共同議決をなしたの
かどうか、あるいはそのことについてのビラをま
かしたのかどうかという点だと思ふのです。こ

れの実事認定の問題につきましては、ここで争っ
てもなにかと思ひますので、審判を開始せられる
ということでありまして、それに先立つてここ
に参考人を呼ぶということは私は避くべきだと思
ひますので、その事実の主張の違ひの点はしばら
くおきまして、次に議論を進めていきたいと思
ふのですが、こういう問題につきましては、最近公正
取引委員会の勧告を拒否する、こういう風潮が出
てきたら私はたいへんだと思ふのです。そこでそ
のためには公正取引委員会は人数が少なければい
けません。いまこそ張り切つてと言つてはおかしいが、
いまこそきつたる態度で臨んでいただきたいと思
ひますが、いかがですか。

○北島政府委員 全くお説のとおりでございます
。

○田中(武)委員 そこで、いつも問題になること
なんです、そういうようなカルテルの結成、こ
れの間に行政府が介入した、これは行政庁でい
うならば、行政指導であると言つたろうと思ふの
です。あるいは問題が出てきたら、そんなことを言
つた覚えがないということもあると思ひます。ま
が、行政庁が介入した場合には違法性が阻却せら
れるということ、あなたにやないが、いつかの
公正取引委員長がそれらしき発言をして物議をか
もしたことがございます。そういうことは絶対に
ない。確認いたしましょう、いかがですか。

○北島政府委員 たゞ行政指導がありましよう
とも、業者間に共同行為が入つておりますれば、
これは独占禁止法違反です。

○田中(武)委員 そこで農林省の畜産局長見えて
いますか。——これは新聞の切り抜きです。六月
十七日の読売です。「牛乳勧告」業者が拒否、兵
庫、そこにこの兵庫県の組合の理事長の森本氏
が、これは岡田畜産局長が値上げをしろ——この
辺がちよつと違つていますが、そういうことから
始まつたものである、したがつて審判の場合ある
いは行政訴訟もあえて辞さないということを書いて
おりますが、そのときには農林省から証人を出し
てもらう、こういうことを言つておりますが、こ

の牛乳の値上げに関連いたしました、あなたが、
あるいは農林省がとつた態度、経過を簡単に言つ
てください。

○岡田(武)政府委員 御質問の牛乳値上げの問題
につきましては、先生御承知のように経過がござ
います。生産者価格の値上げの問題から端を発
しておるわけでございます。昨年、牛乳につき
まして、加工原料乳とそれから飲用牛乳と二つで
ございまして、加工原料乳につきましては不足払い
制度から出発したわけでございます。普通牛乳に
つきましては、これは地域の実情なり需給の実情
に応じて、おのずと形成される価格であるとい
うことで、その不足払いの対象にいたしておらな
いわけでございます。普通牛乳の生乳価格につきま
しては、御承知のように毎年きめるといふのが例
になつておりました。大体四月から三月までとい
うふうな形でございまして、年度の発足もありま
して、メーカーと生産者の交渉が非常におそくな
りまして、四月末、五月ごろから出発したわけが
ございます。なかなか価格がきまらないというこ
とがございまして、十二月末までいわゆる乳価闘
争という形で行なわれたわけでございます。その
結果はほとんど値上げができないうふうな状態
でございまして、その原因をいたしましては、な
かなかメーカーに支払ひ余力がないということが
原因であらうと思ふわけでございますけれども、
一方におきまして、生産者価格につきましては、
かなり生産費を割つておるといふふうな地域もあ
るわけでございます。そこで御承知のように、昨
年は非常に生乳の生産が減退をいたしましたわけ
でございます。一方、そのために乳製品の輸入とい
うものもふえたわけでございます。今後の牛乳、
乳製品の世界的な需給の実情から見まして、国内
でどうしても生産をふやさなければいかぬとい
うふうな要請があるわけでございます。生産者のほ
うとしましては、この際原料価格の値上げをせひ
やりたいという要望が強く、四十二年度の生乳
の取引価格につきましては、相当大幅の値上げの

要請がメーカーにあつたわけでございます。私た
ちのほうは、本来価格というものは、先ほど申し
上げましたように、それぞれの段階においてそれ
ぞれの当事者の間で自由にきまらるべき価格でござ
いますので、この価格の内容に介入するということ
とは考えておりません。しかし生産者の要請は、
これは妥協であるということで、メーカーに対し
ましては原料価格の値上げの要請をいたしました
ので、生産者に協力してもらつたようなことを話し
たわけでございます。生産者価格が上がりま
す、現在の実情のもとにおいては、卸売り価格な
り、小売り価格がこれを吸収してしまうというこ
とは不可能であらうというふうに私たちは判断を
いたしておつたわけでございますが、しかしそう
かといつて、価格をメーカーと生産者が幾らであ
り、メーカーと小売りの段階では幾らであるか
というふうなことにつきましての指導はいたさな
いということを先般も明らかにいたしておるわけ
でございます。

○田中(武)委員 だいぶ長らくどんどおつしや
いました、一口に言えば、生産の売り渡しの価
格といふんです、いうならメーカーの買取り価
格について考える、こういうことは言つた、しか
しそのときは、そのことが直ちに価格にはね返
らない、こういう気持ちで言つた、簡単に言えば
そういうことですね。

○岡田(武)政府委員 生産者価格を値上げしま
すと、程度によりましても、生産者価格の値上
げをすれば、おそらく卸売り価格、小売り価格に
影響なしという判断をいたしておつたわ
けでございます。

○田中(武)委員 それならあなたは、生産者か
ら高く買ひなさい、買つようにしてくれ、その結
果は販売価格、これは卸、小売りを含めませんが、
上がるであらうことを予想したのである。そうし
てあなたの申し入れはおそらく理事長にせられた
のだらうと思ふのですが、それはそういうことを
理事長に申し入れれば、組合として相談するであ
らうことは予見せられたと思ふのですが、そうで

すか。

○岡田(寛)政府委員 理事長に対して値上げをしてもらいたいという要請は私のほうはいたしておりません。しかし、生産者価格が値上がりすれば卸売り価格、小売り価格に影響するであろうということはわれわれとしては予想していたとおったわけでございます。

○田中(武)委員 要請はしてないけれども、生産者価格を高く買いたない、それは卸売り、小売価格に吸収できる、上がらないというなら私はまだいいと思う。上がるであろうことをあなたは予見したのでしょうか。そしてそれを全員に一人一人当たってその話をしたのではなくて、組合代表に言ったのでしよう。その組合代表は組合役員を集めて相談するであろうことは予見せられるでしょう。したがって、この行為は不法なカルテルとして審判の対象になり、そういう決定がなされることは、あなたはこの不法なカルテルの教唆犯になりますよ。どうですか。

○岡田(寛)政府委員 組合長に対してそういうことを申したことはないわけでございます。私は、先般も物価対策特別委員会で参考人と呼ばれて、一般農林省はこの生産者価格の値上げが吸収できるかどうかという御質問がございました。実際にも、おそらくいまのメーカーなり小売りの実情からすると、吸収することはむずかしいと思えますという答弁をいたしておるわけでございます。

○田中(武)委員 あなた長たしく言ってよく要領がつかめなかつたのですが、端的に言いますから答えてくださいよ。

生産者価格を上げてくれ、すなわちメーカーの買入れ価格を上げろということは、あなただれに言ったのです。

○岡田(寛)政府委員 生産者団体からの要望もございまして、これはそれぞれのメーカーに話をいたしております。

○田中(武)委員 大きなメーカーはまあいいです。それじゃ兵庫県のこの牛乳商業組合の場合

だれに言ったのです。

○岡田(寛)政府委員 要請はメーカーにいたしまして、小売りにいたしておりません。

○田中(武)委員 メーカーにしたら、そのときにメーカーが、それじゃ卸売り小売りに対して値を上げるであろうことは予見したわけですね。そういたしますと、ここで言うところの兵庫県の牛乳商業組合の組合長である森本あるいはそういうような卸業者に言った覚えはない、メーカーに言った、そういうことですね。しかしそのときには小売りあるいは卸の価格にはね返るであろうということとは予見できた。その方法についてはメーカーがおっしゃったわけですか。その辺はどうですか。

○岡田(寛)政府委員 要するに、メーカーは直接生産者に乳価を支払い立場にあるわけでございます。したがって、生産価格を上げるとすれば、メーカーに要請せざるを得ないということになるわけでございます。したがって、私たちのほうはメーカーには生産者価格の値上げをしてほしいというふうな要請をいたしておるわけでございます。そこで、メーカーが生産者価格を幾ら上げるのかということについては、われわれは価格の内容に立ち入った指導はいたしておりません。したがって、これは生産者とメーカーとの話し合いによってきまる性質のものであります。

それからメーカーが生産者価格を上げました場合にそれを吸収できるかどうかというのは、メーカーの判断になるわけでございますが、従来の、昨年の乳価交渉等の経過を見ましても、なかなかメーカーとしては支払い余力はないであろう、したがって若干の値上りはやむを得ないであろうというふうな考えをいたしましたけれども、具体的に幾ら上げるべきかは小売りとメーカーとの話し合いによってきまるべき性質のものでございまして、われわれが内容にタッチしまして幾ら上げるべきであるというふうなことの指導はいたしておらないわけでございます。

○田中(武)委員 あなたはメーカーに言ったから、だから直接その卸であるところの商業組合の行為については関係がない、こう否定せられるわけですね。しかし一面において、高く買えと言えは当然消費者価格にも及ぶであろうことは予見できた、こういうことですね。これだけははっきりしておきましよう。

そこで審判あるいは行政訴訟を起こすと言っております。証人に来てもらおうと言っております。もちろん裁判所あるいは公正取引委員会等から証人として呼び出しがあれば、これは特別の理由がない限り行かねばならぬと思うのですが、あなた出ますね。

○岡田(寛)政府委員 必要とあれば出席いたします。

○田中(武)委員 そのメーカーの中に、たとえば守山乳業会社あるいは筑波乳業会社、こういうものにも伝えたんですか。

○岡田(寛)政府委員 私は一般的にそういう話をいたしておるわけで、個々のメーカーが幾ら払うべきであるというふうな話はいたしておりません。したがって、全部の乳業者というのは非常にたくさんあるわけでございます。主として大メーカーには個別のにも話はいたしておりましたが、中小メーカーに対しては一般的に話をいたしておりましたけれども、特に全部の乳業者に要請をいたしたわけではございません。

○田中(武)委員 それでは具体的に、いっどこで、だれに言ったのです。

○岡田(寛)政府委員 だいたい前のことになりましたので、いっどこでというふうにしたかということについては、現在はいくらも記憶は持っておりません。

○田中(武)委員 そうすると、あなたがそういうことを言ったのは特定であつて不特定多数じゃないのですか。特定ですね。その特定はどういうところを特定したのですか。ことをはっきりしておきましょう。

○岡田(寛)政府委員 一般的に値上げをせざるを

得ないであろうということは申し上げておりますし、それから新聞等にも私が申し上げたことは出ておるわけでございます。まあメーカーの中でも乳製品協会の会長だとか牛乳の会長だとかそういう方々に、こういうことで値上げをせざるを得ない情勢にある、牛乳の生産をふやすためにはやはり生産者価格を上げるを得ないということを話しておるわけでございます。

○田中(武)委員 そうすると不特定多数に言った、そして中には特定の人に言った、こういうことですね。どうですか。

○岡田(寛)政府委員 さようでございます。

○田中(武)委員 そこで、新聞記事によりますと、森本理事長が、経済企画庁は上げると言うた、農林省は上げいと言ふ、まるで同じ行政府で意見が違ふんだというようなことを言っておるのです。この新聞見たことありますか。あなたのほうはどういう態度をとりましたか。

○中西政府委員 経済企画庁としましては、三十七年あるいは三十九年に行なわれたいような農林省からの価格の行政指導、それはやめてほしいというところに尽きるわけでございます。その結果牛乳が下がるとか上がるのか、そこは市場の実態の進み方いかんで、また販売段階あるいは消費段階での合理化が促進されていくというふうな経過でおのずからきまるといふふうに考えております。したがって、行政指導を価格そのものについてすべきでないといふことなんです、価格が下がらないうかぬとかあるいは据え置きでないうかぬといふようなことまでは言っておりません。

○田中(武)委員 価格を上げるような方向での行政指導はやめてもらいたい、そういうことを農林省へは言ったんですね。農林省ではなくて不特定多数にそういう意見を新聞や何かに言ったのですか。農林省はそういう価格値上げのような行政指導はやめてもらいたい、これは正式に経済企画庁から言ったわけですか、言わなかつたのですか。

○中西政府委員 値上げの行政指導ということではなしに、値下げの場合にです。行政指導という

のはよくないというのを申し入れまして——値上げ、据え置き、あるいは下がる、いずれの場合でも行政指導というものは安易に行なうべきでないという趣旨を農林省に申し入れまして、その実行をされたという経過であります。

○田中(武)委員 わかりました。それでは、岡田局長、あなたが不特定多数に生産者価格を上げてもらいたい、あるいは特定の大メーカーに対して言ったのは、経済企画庁のそういういふ言ったようなことがあった以前ですか、以後ですか。

○岡田(寛)政府委員 この問題は、私のほうは、生乳の価格を値上げしなければ生産がふえないであらうということ、これは政府内部でもよく話はいたしておりました。ただ生産者価格を上げるということは、これはあくまで牛乳をふやすために必要で、それはもうずっと前から指導いたしておるわけですね。価格の問題につきましては、卸売り価格、小売り価格をいかに上げるかという問題につきましては、私のほうは指導はいたしておりました。

○田中(武)委員 この辺まだあいまいな点もございしますが、これ以上質問していると検事的態度にならざるを得ませんので、やめますが、あとではできるだけ行政訴訟を起して、その場においてやるうじやないですか。

それで委員長、この件について関連質問が永井さんからありますので、お許し願います。しかもこの時間は、私の質問時間からはのけていただいで、十二時半というのほそれだけおそくなりま

す。

○永井委員 岡田畜産局長にお尋ねいたします。先ほど来の質問で、生産者価格を値上げした場合、メーカー及び卸売りにその値上げがはね返るであらう、こういう予想がされたという話であります。この生産者価格の値上げは畜安法に基づいてなされたものと思いますが、いかがですか。

○岡田(寛)政府委員 先生のお話しのは畜安法ではございませんで、加工原料乳の不足払いの法律であらうと思うのでございしますが、政府は乳製品の安定指標価格をきめるということになっておりまして、乳製品の安定指標価格からメーカーのコストを引きましてその残りが基準取引価格ということになっておりまして、基準取引価格と生産費との差額が不足払いとして政府から支払われるということになっておるわけでございます。

○永井委員 したがって、その不足払いはメーカーの負担ではなくて、不足払いにおける政府一般会計の財政負担になっておる、こういう関係にあることは明らかである、これが一つ。

それから一頭当たりの牛乳の生産量をコスト計算の中では五千キロと計算しておる。しかし実際に生産農家の一頭当たり生産量は三千二百キロから三千三百キロ、そうすると五千キロと計算されているコスト計算の基礎からは、一頭当たり千七百キロから千八百キロの開きがある。それだけ生産を上げていくという目標としてはそれは適当かもしれないけれども、現実の取引としては生産者は一頭当たり千八百キロから千七百キロの損をしている、こういうことになるわけでありま

す。

〔委員長退席、河本委員長代理着席〕

でありますから、その計算はもう畜産局は百も承知だと思ふ。指標価格で市場よりも非常に低い価格で押えている。一頭当たりの生産量において五千キロという目標を与えて、実際は三千二、三百キロより生産してない。そういう差額はみんなメーカーの利益として収奪されているので、その収奪されている不利な条件を今度の値上げによって生産者に還元する、不正を是正するという働き

としての値上げであって、その値上げがすぐメーカーにはね返っていかねければいけない、卸売りにね返るといふ関係にあるものではないとわれわれは判断するのでありますが、これはいかがですか。

○岡田(寛)政府委員 御質問の第一点でございしますが、この不足払いにつきましては、一般会計から事業団に交付します交付金と、それから輸入乳製品の事業団の輸入の差益によりまして、両方で交付をいたすことにいたしておるわけでございます。

それから第二点でございしますが、ただいまお話のありました五千キロというのは、これは非常に高いものでございまして、私たちのほうでは生産費調査をいたしまして、その生産費調査の結果に基づきまして生産費の算定をいたしておるわけでございます。本年算定をいたしましたのは四千八百六十五キロということになっておるわけでございます。

そこで、ただいま先生のお話しになりました点は、これは御承知のように原料乳の問題でございまして、市乳の問題ではないわけでございます。したがって、市乳の問題は市乳としての領域におきまして自由な価格形成に基づいて形成さるべき価格であるわけでございます。

○永井委員 関連でありますから私はもうこれでやめますが、一つの政府によって加工牛乳であらうと何であらうと公定的な価格で基準が出されたら、飲料価格にしろ何であれ、それが弱い生産者に押しつけられてくることは明らかに力関係で判断できることだと思ふのです。でありますから、指標価格より非常に安い乳価を決定し、生産量において現実には合わない高い基準を与えて、その不足分はみんな生産者はメーカーに収奪される、その差額は持つていかれる、こういう不利な条件に置いておるのでありますから、普通の条件よりはメーカーは非常にばらばらうけをしておる。ばらばらうけをしておるから、その会社の利益率なり配当なり経営の実情なり、今日のように大きな利益を

占めておることは明らかであります。だからその不利な条件を是正したというだけにとどまる今回の乳価決定については、それがすぐメーカーに吸収できない形ではね返っていく、あるいは卸売りにね返るといふ性質のものではないということだけを明らかにして、いずれ別の機会に、これらの問題については議論を進めていきたいと思ひます。

○田中(武)委員 永井委員の関連質問と私の質問を通じて、農林省の岡田局長の考え方が明確に出ました。生産者の価格を上げてくれ、これは農民の保護のために必要である。しかし、それが直ちに卸、小売りの値段にはね返ることが予想できたということは、すなわちメーカーの今日のまでの利潤を当然と考え、この利潤を保護するというか、確保するというか、そういう考え方の上に立つての行政的行動であつたということを断定いたします。違ふなら違ふと言つてください。

次に、北島さんに要望です。いま言つたような農林省の態度は、私が断定したような態度です。でなければ、違ふと言つてもらつたら、あとでもっと議論をいたします。そうすると、たよりは公取さんだけということになる。そこで、公正取引委員会がヤシ油の入つておるバターについて二社に排除命令を出した。その直後の六月十七日の朝日新聞の夕刊には「ヤシ油入りバター」「二社に排除命令」たよりはあなたただけです公取さん。これだけ期待を持っておられます。こういう拒否という態度に対しては、先ほども明確に言われましたが、断固たる、き然たる態度で臨んでいただきたいことを要望いたします。

○岡田(寛)政府委員 私のほうはただいまお話しのように、メーカーの利潤を擁護するという考えは全く持つておりません。おのずから資本主義の企業として行なわれるわけでございます。企業の採算という問題もあるわけでございます。したがって、採算がとれるかそれとないかという問題だけを考へておるわけでございます。た

だいま多大な利潤をあげること擁護するという考へ

方は全く持っておりません。

○田中(武)委員 詭弁です。生産者価格を上げてくれといえ、卸、小売りにはねかえりがあることを予見したんでしょう。それなら、今日までのメーカーの利潤を当然なものとし適正なものと考へなければ、出てこない結論ですよ。まだ反発がありますか。

○岡田(寛)政府委員 お話の点もございしますが、企業といまして、いろいろな事業をやっております。したがって、少なくともこの牛乳の問題につきましても、要するに、企業として採算的にやれるかやれないかという問題であらうかと実は考えておるわけでありまして。

○田中(武)委員 企業が採算的にやれるかどうかという大きな問題ではない。生産者価格を上げてくれというのは、一合に対して二四以下の問題でしよう。それが直ちに小売りあるいは卸にはねかえれることをあなたは予見したんでしょう。そうすれば、メーカーの上げてくれというその利潤は適正であり、これは保護すべきものであるという結論の上に立たなければ、そんな結論は出ないでしよう。私はこれ以上やると檢察官的態度になるからやめたいと言っているのですが、あなたがそういう抗弁をするなら続けますよ。

○岡田(寛)政府委員 実は、先ほど申し上げましたように、生産者価格を引き上げるといふことで、乳価闘争というのが去年一年間続いたわけでございます。その結果、なかなか値上げができないうふうな点もございまして、このままで生産者価格を引き上げるといふことはなかなかむずかしいのではないかと、こういうふうな判断をいたしておたわけでございます。

○田中(武)委員 いかにか抗弁しようとも、あなたは、農林省の立場からより保護しなければならぬ畜産業者よりも、メーカーのほうに聞いて指導したことは事実です。そうでなければ、そんな答弁は出ませんよ。もしあなたがまだそれで不服なら、争うべき場所でもっと争いますよ。この件はこのくらいにしておきますが、農林省に文句があるなら、いつでもまたやりましょう。

○田中(武)委員 民法上の法人には、何らかのことがうける協定は少しもできないはずで、それはいかかですか。公取の方からも。

○蜂須賀(実)委員 これにつきましても、公取のほうで主管でございしますが、私といたしましては、そういう協定はできないものと思っております。

○北島(武)政府委員 ただいまの乗用自動車協会のことが、民法上の事業者団体に該当するものと思ひます。そういたしましたら、その事業者団体が構成事業者の機能または活動を不当に制限するといふことになりまします。独禁法第八條第三号違反の疑いが十分ございします。公正取引委員会といたしましては、ただいま大阪地方事務所と連絡いたしましたので、調査中でございます。

○田中(武)委員 大阪地方事務所といふこの名前には変えたほうがいい。県の地方事務所と間違えるです。もつと威厳のある名前にしたほうがいい。いま調査しているといふことも出てくるのです。その後の行動はどうですか。とにかく暑いのにタクシーが冷房機をつけられぬという、いわゆるサービスをしてはいけないという協定なんですよ。これははっきりしていると思ひます。その調査の結果及び見通し、公正取引委員会としての態度をお伺いいたします。

○北島(武)政府委員 これは実情をよく調べてみませんと、一がいにならなうおるか申し上げかねます。多分に抽象的にはしよって申し上げますと、そういうことをしたということがあれば、それは

獨禁法第八條違反の疑いがあるということ、ただいま調査中でございますから、そういう点はしばらく御猶予を願ひます。

○田中(武)委員 調査中ですから、公正取引委員会の人道的な性格を尊重して、これ以上突っ込まないことにいたします。

○蜂須賀(実)委員 ある業者が言っておるの、これは小さいほうだと思ひます。大体二十台ないし三十台しか持っていない。ところが、クーラーは十二万から十五万くらいするんですね。そういうのをどんどん大きいところにつけると、われわれはだめだ、そのほうへお客をとられてしまふ、かといつて、その十台あるいは二十台の車に全部つけるとなれば、破産してしまふ、こういうことを言っておる。これも一理あると思ひます。しかし、法は守られねばならぬので、そういうサービスは排除するいわゆる排他的条件といふことについては、獨禁法から問題があつておる。あなたのほうは、そういうものに対して、何らかのやうな小さな企業にクーラーも、もう今日は三〇時代とかいって、そうぜいたく品でなくなつていくのですから、そういうものがつけられるやうな金融といひますか助成といひますか、そういう方法は考えられませんか。さらに中小企業庁長官、これは近代化、高度化になりませんか。

○蜂須賀(実)委員 これにつきましても、現在、中小企業等協同組合法によりましますところの協同組合をつくらしておまして、その法律の範囲内におきまして助成をいたしております。

○影山(武)政府委員 中小企業の近代化に資するものと思ひます。

○河本(武)委員長代理退席、委員長着席

○田中(武)委員 先ほどから神戸や兵庫県のことがばかり取り上げていじめておるので、私は兵庫県の方で、少しくらいは前向きのことを言わないといかぬ。

いま、影山さんあるいは蜂須賀さんのおっしゃ

いましたように、近代化という上につれて、そういう弱小企業に対しての、サービスはいけないうのじゃなしに、サービスのできるやうな体制、すなわちそれが近代化だ、そういう方向による具体的な相談をひとつやつていただきたいと思ひます。よろしいか。

○蜂須賀(実)委員 よくわかりました。そういたします。

○影山(武)政府委員 御趣旨の線に沿つて、運輸省とも相談をしたいと思ひます。

○田中(武)委員 これに關して、自動車のことを言つたので、ちよつとお伺ひしますが、新聞記事等によると、これは経済企画庁あたりの意見のやうでございしますが、もうタクシー業者なんといふのを認可事業にせずに自由にやらせたらどうなんだ、こういうやうな意見もあるやうですが、これは運輸省と経済企画庁とではやはり考え方が違ふのだと思ひますが、サービスの向上といふことから考えれば自由でもいいじゃないか。しかし、それには、何といひますか、事故のときの補償の問題であるとか、あるいは交通事故の關係から等々、考えるべき点もあらうと思ひます。しかし自動車賠償保険も上がったことだし、そんなにいままでのやうな厳格な態度をとらなくてもいいんじゃないか、こう思ひます。タクシーの認可の問題について経済企画庁と運輸省の御意見をちよつと伺ひます。

○蜂須賀(実)委員 これにつきましても、先般新聞に出ましたので、経済企画庁と運輸省と打ち合わせして協議いたしております。今後の自動車行政の方向につきましては、両省で意見をまとめまして、その方向でいきたいと思ひます。

なお免許制の廃止につきましては、現在の運輸省といひましては、現行制度の運用でいきたいという考えを持っております。

○中西(武)政府委員 いま蜂須賀氏の説明されたとおりですが、けき物価関係協議会を開いていただきまして、ハイヤー、タクシーについての免許制そのものの問題、これは大問題でございますので一

応別にいたしまして、運用上の問題で三點ばかりお取りきめを願いました。一つは、同一地域で、事業者によつては、運賃改定をしたくないというふうな人があればそれは申請しなくてもいいのではないかと、地域ぐるみ一本でやろうという傾向が見られるのですけれども、その辺についての所要の措置を講ずることが一つ。それからもう一つは、個人タクシーですけれども、これについて前向きの方でさらに認可を進めていったらどうか。第三点は労働条件あるいは給与体系等の問題について改善をはかる必要がある。この三點をお取りきめ願いました。以上です。

○田中(武)委員 運輸省と経済企画庁その他関係のところ十分前向きに——前向きというところちが前向きかわからぬけれども、検討してもらいたいと思ふますけれども、いままで強い認可あるいは許可を必要とする業種は、その上に立ってサービスを怠つてきておる、こういうふういがある。したがって私は、直ちにすべてを自由にしてしまふとはいへません。しかし一つの認可をとつたことは権利だと考える。そうすると権利の上にあらをかくのが人の常。そうしていまのような何は暑くてもクーラーをかけないというような申し合はせをしたり、あるいは乗車拒否等々のサービス不良の面が、これは自動車に限らずあると思ふます。そういう利用者というか消費者というか、そういう立場に立つてどうするかということ十分考えてもらつて、できるだけ統制型を廃止していく、こういう方向が望ましいのではなからうかと思ふます。これは意見として、希望として申し上げておきます。

それからタクシーが出ましたので、ついでにタクシー料金であります、これは法のたてまえは個々の業者が申請することになっております。そうして認可を受けることになっておる。ところが一斉値上げということが行なわれます。これは一体どこで相談してどこがやるのか知りませんが、一斉値上げということは独禁法のたてまえからいけば私は問題があると思ふ。ことに各企業で

とに申請するという法のたてまえがある。それは、いま何百、何千、何万というタクシーならタクシーの業者が個々にということとはとてもかなわぬ、こういうことであるならば、法律を改正する必要がある、こう思ふますが、これは独禁法との関係でどうですか。一斉値上げ申請なんということとは、形式は個々の企業者がやるということになっておる。そういうことが法のたてまえなんですね。その点について運輸、公取の御意見を願ひたいします。

○須賀賀説明員 運輸省におきましては、申請してまいりまして、審査は個々に全部やつております。

○北島政府委員 結局料金は運輸省の認可ということになっておるのですから、話し合つて認可申請しようというふうなことがありまして、それが直ちに独禁法違反ということにはなり得ない。たとへば一緒に陳情しようじゃないかといつて話し合つて業者の方が通産省に陳情にいらつしやる、これは話し合ひには違ひないですが、これは独禁法違反ではない。いまの認可の料金の問題について、私はかように考えております。多少問題はあつてと思ひます。

○田中(武)委員 認可、許可にかかる料金については、かりに共同協議があつても、独禁法上から考へた場合にカルテルではない——ちよつと問題があるが、これは残しましょう。

○中谷委員 ちよつと関連……。一点だけこの機会にお尋ねをしておきたいと思ひます。

先ほど経済企画庁の政府委員の御答弁の中に、いわゆる自動車運送業についてと申します、タクシーについて三つの問題点を指摘した。その中で個人タクシーについては前向きのかつこうで処理をするということを含めた、こういうことなんです。そこで個人タクシーの問題といへば直ちに道路運送法の免許の問題になってくるわけでございますけれども、結局前向きということは、東京陸運局管内で五千件以上の免許申請が出ておるけれども、三年くらい前の申請についていまなお処

理されておらない、あるいは年間の免許件数などについても非常に少ないというふうなことにについて、免許件数をふやしていくというたてまえですね。こういうふうなたてまえであらうと思ふのですが、その点をひとつ確認と申しますか、御答弁をいただきたいと思ふのです。

なお、その前提としての経済企画庁長官の談話と申しますか、お話の中に、免許制度そのもの、要するに、道路運送法のいわゆる免許制度そのものについて検討すべきだ、やめたほうがいいんじゃないかというふうな新聞を拝見いたしました。この問題についても、現在ただいまに於いては、免許制度の運用においてもそのことを解決していきけるために、ひとつ本格的に検討するということを含んでのいまのお話なのかどうか、この点を第二点としてこの機会にお尋ねをいたしたい。

第三点といつたしましては、これは特に新聞紙上等においても、こういうことは好ましくないのだというところで報道されているわけですが、人口三十万程度の都市において、全然個人タクシーのないという都市があるわけなんです。たとへば和歌山であるとか清水市であるとか出ております。こういうふうなことは私はいろいろ問題のからみ合ひがあるんだらうと思ひますけれども、非常におかしいじゃないか、何か三回申請して三回とも免許申請を却下された人があるというふうなことが大きく報道されておりますが、こういうふうな問題、東京陸運局管内ではなしに、そういう地方都市の個人タクシーについては、前向きといふのはどのような形において理解されているのか、この点をひとつお答えをいただきたい。

同時に、運輸省の部長さんのほうからも、この問題についてひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○中西政府委員 私のほうから、きょうきまりました原則的なことで先生のお話にお答えしたいと思います。内容の具体的なことは蜂須賀業務部長からお話し願ふことにいたしますと思ひます。個人タクシーについてきょう取りきめ願ひまし

たのは、自動車運転者に希望を与える、あるいはハイヤー・タクシー業界に新風を注入するといったこの制度創設の趣旨を尊重して、今後一そうその育成につとめるものとするというお取りきめであります。したがつて、具体的には東京の周辺あるいはいまお話の三十万以上の人口のあるところでは全然認可のないところ、いろいろ実例は聞いておりますが、それらについてどう取り進めていくかは、運輸省のほうでいろいろお考えを願ひたいと思つております。

それから、宮澤長官が、免許制そのものを本格的に検討したいと言つたというふうな新聞記事がございましたけれども、せんだつて参議院でも答弁されておりましたが、運用のことであるという考へていきたいということに尽きるもので、免許制そのものをとやかくとは考へていないというお話であります。が、われわれ事務的にそういうふうに考へております。

○須賀賀説明員 個人タクシーの件でございますが、東京におきましては、お話のとおり四千三百件くらい現在申請が残つております。これに對しましては、逐次、本日もまゐりましたその線に従ひまして処理を進めるつもりでございます。なお、地方につきましては、地方都市の事情がございまして、個人タクシーというのは大体流しでございまして、ハイヤーではございませんで、大体各地区の実態に應じて考へていきたいと思つております。

営業の自由化につきましては、先般の中西局長のお話のあつたとおりでございます。

○中谷委員 もう一度関連質問ですけれども、お尋ねをいたしたいと思ひます。何か非常に抽象的な御答弁しかいただけておりませんので、もう一つお尋ねをいたします。

要するに、ここで道路運送法の免許というものの性格について議論するつもりはありませんけれども、基本的に免許そのものについても、はたしてタクシーについて免許が要するかどうかというふうなそういう法律論もあると思ふのです。それ

はさておいて、法に明定されているわけですから、その前提でお尋ねをいたしますけれども、運輸省の御答弁は、そうすると、一体前向きに個人タクシの問題を解決していこうということと、現に、たとえば三十万都市である和歌山市の自動車練習所教員の市川泰一さんという人は、タクシの営業の自由化という表題での新聞記事でございまして、片の通知で理由も知らぬまま、申請を突返すとは」と言って怒り嘆いておる。その人はもう三回も免許の申請を出しておるんだということなんです。こういうふうな実態があり、このことについては、先ほど経済企画庁の政府委員の御答弁にありましたように、タクシの運転手さんというのは将来に希望が持てない、そういうことについて一体どうしたらいいか非常に悩んでいる。

こういう問題について、いまなお地方の実情を調査して処理をしたい、ということとは逆について、そういうふうなことにいて国会で火がついたけれども、また同じように、陸運行政の面では個人タクシが三十万都市において許可されるのかされないのかわからない、免許が受けられるのか受けられないのかわからないというふうな状態では私はいけないと思う。要するに、御答弁としては、少なくとも三十万都市で個人タクシの免許がないなどということはおかしいんだ、そういうふうなことをいふような実情でございますが、実態といえますかそういう状況をつくることが前向きなんだという御答弁を私はいたしたいと思ふ。三十万都市等について個人タクシの免許をするかしないか、これもなお検討をすることであって、そんなことをもどちにするかわからないような状態で前向きというの、ちよつと私は納得いかない。この点についてひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○中西政府委員 けさの閣議のあとの物価関係協議会でございます、まだ蜂須賀業務部長も大臣

から何も聞いておられぬのじゃないかと思うのですが、中身は詳しく申し上げるわけにいきませんが、大都市の周辺部にタクシの数が少ないような事態もあるのだ、その周辺部の個人タクシの増車というように一つの柱になると思ひます。それから関係関係の中にはやはり三十万程度の都市の出身の方もおられるわけで、同じような話が出ていました。みんなで前向きに検討しようじゃないかということでございます。いづれ運輸省のほうで具体的に処理してくださると思うのですが、けさのいまでございますから、少し具体的な話は差し控えたいと思ひます。

○中谷委員 免許するんだということを一言言ってもらえばいいのですけれども、まあけつこうです。○田中(武)委員 いまの中谷委員の関連質問ですが、やはり個人タクシの認可ということとは、その前に、もうこういうものは自由によらずんだということなら別です。しかしそうじゃないのだらう、やはりこれは考えねばならぬ問題だと思ひます。これは前向きにやっていたことを希望します。

通産省関係以外の方はけつこうです。これはもう聞かなくてもいいようなことだけれども、前にぼくが問題を提起したので、一応影山長官からその後の調査なり折衝を聞きたいと思うのです。

それは姫路の鉄工団地、四年間かかってようやく完成を目前に控えたところが、山陽新幹線が通るので立ちのきになるところで、地元では騒いでおり、たいへんなことじゃないか。中小企業庁あるいは通産省において団地造成ということをして盛んにやっておられるときに、こういうことがあつてはならない、こういう上に立つて先日若干の問題だけを提起しておいたのですが、その後、日本鉄道建設公団のほうからも実は私のところへ参りまして、地図等を見せて説明を受けました。しかし、土地はかからないけれども、立ちのきというではないけれども、そのそばを通るといふ

ことで一種の公害ということも考えられるのです。そういうことで、一応国鉄からは地図等で詳細な説明を受けたので、きょうは呼んでおりませんが、中小企業庁長官のほうで御調べになったこと、あるいは国鉄に折衝をせられたこと、あるいはこういう問題に対して今後どうしようとするのか、これを簡単に御答へ願ひたい。

○影山政府委員 ただいまの問題の実情でございますが、もしも国鉄のほうで予定しておりますところの山陽新幹線が予定どおり通るといたしますと、現在の工場団地に入っております企業、これが三十八企業あるわけでございますが、その中の約七企業あたりが影響を受けるということが判明いたしましたわけでありまして、そういう実態に基づきまして、運輸省に対しまして善処方を要望いたしましたし、また通産省それから兵庫県に対しまして、間に立つてひとつ折衝するようにという要請をいたしました。現在姫路市も加わりまして折衝中でございます。それで、現在の段階におきましては、組合のほうはできるだけ線路を迂回してほしいという要望をしております。また、迂回ができない場合には、先ほどの七企業が影響を受けますので、そのためのかえ地をほしいという要求をしておるような次第でございます。そういう点につきまして、運輸省とそれから工場団地側、その間に立ちまして通産省通産局、それから県、市というものが間に入りまして、ただいま調停中でございます。

○田中(武)委員 通産大臣、いまお聞きのとおりなんです、この中小企業振興事業をつくって、どんだん工場団地を進めていくということに、たまたまそういう事例が出てきたわけなんです。そういうことによつて、この団地に結集する組合員、中小企業者が熱意を失つたり、あるいは今後工場団地を進めていく上に対して支障があつてはならぬ。このことは国鉄からは全部私聞きました、いろいろ聞き合はしても、国鉄としても、二月か三月に新線のルート決定までは言えなかった。一方から言えれば、そういうこともあり得ると思つて

何回も聞いたのです。そしてどんどん進めていつて、まあ完成するということになって発表したらこういうことになつてゐる。影山さんとの間に私は話をして、十分指導なりあるいは要請をしてもらうようにしておりますが、これは一つの姫路鉄工団地の問題ではありませぬ。これから出発しようという中小企業振興事業の大きな事業の一つに穴があくことになりまして。これは中小企業庁長官だけでなく大臣も、できるなら閣議で持ち出して解決するくらいの熱意と関心を持ってもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○菅野国務大臣 私もこの事情をいま初めて承つたのでありますからして、運輸大臣によく実情を聞いて、その上で善処したいと思ひます。○田中(武)委員 それでは、一々説明はいたしません、これは影山長官との間で私は話を十分していますから、長官と話をしていたらいて解決を要望いたします。

いよいよ法案プロパーに入ります。この中小企業振興事業は、中小企業指導センターを改組して新たに事業団をつくつていろいろなことをやつていくという法案なんです。ところが今日、御承知のように、公社、公団、特殊法人等については臨調の勧告以来いろんな問題が提起せられておる。そういうときにあたつて、なおかつこういう特殊法人でなければ、なぜここに盛られておるところの事業がやれないか、特殊法人をなぜつくらなくちゃいけないのかということ、大臣からお聞きします。

○菅野国務大臣 中小企業振興事業団法に盛りれておる事業をするのには、この特殊法人がもっともいいとわれわれ考えた次第であります。

○田中(武)委員 それでは答弁にならぬですね。それでは影山さん、この事業団のする仕事をひとつ大きく分けてみましょう。

まず第一に指導事業、それから都道府県に対する融資の事業、中小企業者に対する融資の事業及び施設の譲渡、それからこれは養成研修事業といひますか、調査研究、このようになるわけでは

ね。またそのほかにもあると思いますが。

この中で、たとえば指導事業は指導センターでやっておりましたね。あるいは都道府県なり中小企業庁直接でやっていった事業があると思う。そういうのはかりだと思ふのです。どれが主として事業団でなければならぬのか。いまあげました五つ、もつとあると思いますが、大体おんな事業としてあげました五つのうち、事業団でなければできないというのはいくつあるか。

○影山政府委員 一つは、第二十条第一項第二号のロでございいます。「中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、及び設置してこれを譲り渡すこと。」これは従来の中小企業高度化資金あるいは指導センターでは、たとえば工場団地を造成して譲渡するとか、あるいは共同工場を建設して譲渡するというような仕事は、できなかったわけでございます。それから第二点は、第三号の仕事でございます。「都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イ及びロに掲げる業務を行なうこと。」これは中小企業者に対する直接事業でございますが、たとえば二つの都道府県以上にまたがりますような場合には、従来の高度化資金が一県を通じて行なう融資事業でございましたので、できないわけでございます。

それと同時に、もう一つは、たとえば事業団及び県で七〇%を融資をする。その場合に都道府県だけが一〇%を負担であつて、あと六〇%は事業団が負担をするという場合には、七〇%全体をやりますと、県を通じてやります場合には、これは債権管理の仕事も非常にたいへんだから、むしろ事業団のほうにやってもらいたい、そのかわり、金を出すということによつての発言権を留保しようという場合には、従来の高度化資金特別会計では実行し得なかつたわけでございます。

以上申し上げましたような点が、この事業団でなければできないという事業であるかと思われま

す。

○田中(武)委員 長官なかなか答弁がうまいのでね。これはもう一つうまく言うなら、事業を起し、それを取引し、譲渡するために、法人格を持たなければいけないのです。そうでしょう。ところが、先日、社会党の、地方行政委員会から差し加へに来た細谷君等が、中小企業の政策に対して、これは、中央集権化しようとする、地方自治体の権限を削奪するものである、こういうような立場の意見があり、またそういう面もある。自治省もそう考へておる。私は積極的になせ事業団でなければいけないかといへば、取得し譲渡するという行為は法人でなければできません、そうじゃないですか。

○影山政府委員 先生御指摘のとおりでございます。○田中(武)委員 そこに一つの特殊法人をつくる必要がございました、と答えたら満点だ。

次に、少しいやなことを聞くのですが、このでますところの事業団の役員人事はどう考へておられますか。これは岡本委員からも若士質問が出ておつたと思うのですがね。もつとくたいて申しますならば、中小企業指導センターの役員はどうなるのか、そういう点をちょっと聞きましょうか。

○菅野国務大臣 中小企業振興事業団の役員のこととは、まだ私自身も全然考へておりません。

○田中(武)委員 考へておらないと言つて、それじゃ困るのです。それでは、なくなるころの中小企業指導センターの役員はどういうことになるのか、首になるのか、どうなるのです。

○菅野国務大臣 職員は吸収しますが、役員については、この法律ができてから考へたいと思ひます。

○田中(武)委員 そこで、中小企業指導センターの役員をいま当たつてみたのです。理事長の越智実さん、この人は四国通産局長を最後として官界を去つて、そして大阪府立の貿易館長、大阪三品

取引所の常務理事、こうやってきて、中小企業指導センターができましたときに理事長になつた。

あとの理事の館賢三さん、榎取松若さん、これすべて、あまり言いたくないですが、官僚出といひますか、しかも商工官僚、通産官僚なんですよ。監事の大野連治さん、これもやはりそういうふうな傾向の人です。いま公社、公団が問題になつておる。今度でます中小企業振興事業団の役員につきましても、とかくのうわさがもううでに出ておる。大臣は知らぬとおっしゃつておりますが、出ておるわけですよ。いろいろとこれは批評がありまが、時間の関係で言ひませぬけれども、出ております。たとえば公社、公団の特殊法人に、いやらしいことばだが、天下つておるのが一番多いのは大蔵省です。これはなぜかといふと、特殊法人をつくるときに、まず予算折衝の面において大蔵省と折衝が成り立たなければならぬ。そういうときに大蔵省から、認めてやるかわりにおれらにワケをよこせ。この中小企業振興事業団におきましても、副理事長は大蔵省のワケだと聞いておられますが、こんなことはないですね。

○菅野国務大臣 私は聞いておりません。

○田中(武)委員 長官どうです。そういうことはないでしょうね。

○影山政府委員 そういうことはきめておりません。

○田中(武)委員 ないという答弁ですから、ないということ聞いておきましょう。あらためて人事が発表されたときの見ものということにいたします。

そこでもう一つは、役員の給与の問題なんです。中小企業指導センターは理事長にどの程度の給与を出したか知りませんが、理事長その他役員は、おそろく事業団のほうが高いと思ひます。大蔵政府関係機関といへば少し言い過ぎかも知れませんが、広義の公社、公団その他は大体ランクがあるんじゃないですか。Aクラス、国鉄とか、いわゆる公社ではどういふこととか、

そういう特殊法人の中にも総裁と称するものと理事長と称するもの、この総裁と称するもののほうが理事長と称するものよりか月給が高いのかどうか。大体この中小企業振興事業団が発表したときに、役員は給与はどう考へておるか、どの程度を考へておるか。

○影山政府委員 先生御指摘のように、特殊法人につきましても、Aクラス、Bクラス、Cクラスというふうな大体のランクづけがあるようでございます。総裁という名前は大体公団という名前のつくものについてつけておるようでございますが、この振興事業団は事業団でございますので、理事長、副理事長という名前をつけておりますけれども、私どももいたしましては、これは中小企業の振興策としても非常に重要な事業団でございますので、Aクラスでお願いしたいということを大蔵省には要求しております。

○田中(武)委員 公社、公団だけでなく、たとえば中小企業信用保険公社、いわゆる公庫というやつもたいてい総裁ですね。ここでAクラスのことですから、相当な給料になつておると思ひます。次に、公社、公団で問題になつておるものは、その退職金、これも法律を見ると、それぞれの主務大臣の認可を受けて定めるとか、こういうことになつております。ところが全部一律に百分の六十五でしよう。だからたとえば三十万、四十万の給与の人は、かりに四十万とすれば、六十四万四千円というものは毎月積み立てられていく、だから四年間には一千万円だということになります。この役員は結局右へならえの百分の六十五ですか。法律のたてまえはそれぞれきめて、主務大臣の認可をとるとか、それぞれの手続があるでしょう。ところが全部百分の六十五でしよう。違ふところがあつたら言つてください。

○影山政府委員 退職金規程等もこれからきめなければいけない問題でございます。今後これを検討いたしたいと思ひわけでございますが、公社、公団の退職金問題も問題として取り上げら

れておりますので、そういうところも勘案いたしまして、政府全体としてもまた統一した方針が定められるはずでございます。それに従っていききたいと思います。

○田中(武)委員 そういふことはたてまえです。ところが実際は百分の六十五でみんな統一されて

いる。だから、それが高い安いは別として、中小企業振興事業団の役員だけ百分の三十五にせよとは言いません。しかし百分の六十五なんという、これはべらぼうに高い。ばくはかつて森永氏に言つたことがあるのです。大蔵省の次官をやつた、それから中小企業金融公庫の総裁をやつて、輸銀の総裁になつて、今度またどこかへ行つた。てまへは一生に何べん退職金をもらつたら気が済むか。また、ここにもおられると思いますが、役人の、いわゆる高級官僚のうちで国会議員になるのは下の下だ。まずAクラスは公社、公団の役員に、あるいは総裁、理事長に、Bクラスは関係の会社の重役になる。そしてあとが国会議員になる。国会議員になるやつは下の下なんですよ。大臣、笑ひごじやないのです。たとえばこの中小企業振興事業団の理事長になれるといへば、ばくはその日に国会議員をやめてもいいです。経済的な点を考えるならば、そのほうがよほどいいのです。そういうことでありますので、これはあなただけに言つてもいかぬけれども、これは検討する必要があると思ふのですが、どうでしょう。

○菅野国務大臣 公社、公団のことは、いま政府においても、これを検討することになっております。

○田中(武)委員 公社、公団の問題を私はこの機会に行管の長官等に來てもらつて、もう少し詳細にやろうと思つたのです。そうやると、この法案の上がりがおそいので、この問題はおあずけにして、またの機会に議ることにして、少し具体的な問題を二、三お伺ひしてやめたいと思ふのです。

事業団に共同事業あるいは協業化事業等に関する専門コンサルタントを配置する、こうあるのです。

すね。どんな人を選び、そのコンサルタントの身分はどうなのか。たとえばいままでの中小企業のあれは経営指導員といつていましたね。こういう人よりかいわゆる優遇するのかもしれないか。あるいは、コンサルタントですから、こういう人よりか高度な知識を持つ人が必要ではないかと思ふ。そうすれば優遇するのが当然ですが、どういふようにコンサルタントの身分、給与を——配置するといふが、どういふようにするのかといふことをお伺ひいたします。

○影山政府委員 この振興事業団におきましてこのコンサルタントは、非常に高度な指導能力を持つたコンサルタントを雇用したいと思つて、首席コンサルタントあるいは主任コンサルタントといふようなランクを設けて、できるだけ有能な人を高給でかかえたいといふふうを考えておるわけでございます。大体選定範囲は、県のコンサルタントあるいは登録診断員の中の有能な人あるいは生産性本部のコンサルタントをやつていよう人、そういうふうな中から有能な人に来ていただく、そういうふうにしたかと思ひます。

○田中(武)委員 そしてその身分は何ですか。この事業団の職員ですか。

○影山政府委員 事業団の職員でございます。

○田中(武)委員 したがいまして、それは期末手当等は出るわけですね。ここで一年前に影山さんと約束したことが実現してないのです。中小企業指導員、いまだこの世界へいって給与がける十二というのが年間収入だとは通りません。だから期末手当等も考へて、かける十四なり十八にすべきじゃないか、こういうことを去年言つたのです。これがまだ実現してないわけですね。これは中小企業指導員の身分といふものがまだはつきりしてないからですが、この人たちについては身分、退職金あるいはあつたとき問題になつた労災関係の問題等々につきましては、まだ未解決のままです。このコンサルタントのほうは事業団職員といふことならば、当然退職金、これは役員が百分

の六十五で、職員には出さないとはいへないから、退職金とかあるいは期末手当、もちろん基準法に基づくところのいろいろな権利、これは保障されています。そうすると中小企業指導員のほうはいままでも悪かつたが、あまりにも差が開くことになりましたが、中小企業指導員に對して今後どう考えられますか。

○影山政府委員 この事業団のコンサルタントにつきましては、身分、給与等につきましても特別な配慮をはかつていきたいと思つております。それから商工会、商工会議所等の経営指導員につきましては、先生から問題を提起されました線に沿ひましていろいろと折衝いたしましたけれども、どうもいろいろなバランスの点もございまして、十分な成果を予算ではあげることができなかったわけでございます。今後ともそういう期末手当の配慮あるいは社会保障関係の特に労災関係の負担金についての配慮といふようなことも十分に配慮していきたいと思つておるわけでございます。

○田中(武)委員 質問の重点は、今度できるコンサルタントの身分は——むしろこちらの置き忘れられたほうについて考えるべきだ、こう言つてい

それから、こんないやなことは聞かなくてもいいのだが、高度化事業について全国の事例を総合的に分析研究し、成功例等を広く普及する、こういうことなんですね。いまだでやつていなかったのですか。

○影山政府委員 もちろんやつていなかったわけでございます。中小企業白書につきました。でも、施策効果というものを明らかにして書いておる。それをさらに突つ込みまして、協業関係あるいは団地関係の経営管理あたりにつきました。も、どういふふうに管理をうまくやつていったか。こういうふうなうまいことだといふことをもう少し突つ込んで勉強し経営をしたいと思つたわけでありませう。

○田中(武)委員 融資事業でも、工場団地とか商業団地、ボランティアチェーン等々はできており

ます。工場アパートといひますか、こういうのは利子を取らない。すなわち取るのと取らないのとがあるわけですね。これがいままでは無利子だったものに利子がつくといふことでマイナス面じゃないか。中小企業振興事業団ができて中小企業政策はプラスばかりだ、これからは大手を振つて大いばりでやるんだ、こういうことであつても、マイナス面、デメリットな点もあるのだといふこと、そういう点で一つお伺ひするのですが、なぜ利子を取るもの、取らないもの——これをちよつと見ると、取らないほうがより小さなといふかより零細な企業だ、こういうところに分けたんだらうと思ひますが、そういう点についてひとつお考えを伺ひます。

○影山政府委員 事業団の対象事業につきまして無利子の制度があるわけでございます。これは共同工場の貸与制度を頭に置いておるわけでございます。この共同工場を建設貸与する場合は小規模事業者を対象として施策を講ずるわけでございます。そういう点から、小規模事業者対策といふ見地から特に無利子にいたしました次第でございます。

○田中(武)委員 すべての無利子が望ましいが、先ほど来言つております特殊法人をつくる、これは私が言つたように権利のあるいは義務の主体となる必要がある。ところが一方において、その経営といひますか、運営のための金がかかるから、無利子でやつておつたならば立つていかないから利子を取る、こういうことだと思ふのです。それが、この全体を見たときの行政権との間はどうだとかこうだとかいふことは別にしまして、中小企業政策の面から見ると、その点がマイナスになります。したがって、施策はすべて私は前向きでなくちやいかぬ、こういうことであらうと思ふのです。が、マイナス面については、これは事業団の運営費をまかなう一つのものになると思ふのです。が、これはできるだけ取らないような方向で今後考へていくべきじゃないかと思ふのですが、どうですか。

○影山政府委員 先生御指摘のように、事業団と

いう一つの法人格ができてしまっているという運営をいたします場合に、コストが必要でございいます。そういう点でそのコストをまかなう最低限のものを取るというのが金利を取る一つの理由でございいます。それから実質の負担金利は、従来よりも有利になるように考えておりますので、必ずしも金利を取ったからこれは直ちにマイナスであるということにはならないと私も考えておりますけれども、先生御指摘のようにコストの負担をできるだけ軽減いたしまして、中小企業者に対する金利を軽減していくことは、さらに努力をしていきたいと思っております。

○田中(武)委員 公害の共同処理施設をつくる、こういうことが仕事の一つになっておるわけですが、これこそ私は急いでもらわなければならぬと思う。いままで地元のことをだいたいの話で、ここでちょっといいことを言っておかなければいかぬと思うのですが、御承知のように西脇の先染め業者、これが零細なるために処理ができないのです。それが全部加古川に流れてきて、加古川がものすごいことになっている。私は加古川の下流ですから、その水を飲まされておるわけですから。そこで高砂の市長がこれらの人達を相手どって損害賠償の訴訟を起こしたというような事件もあるのです。御承知だと思ひます。こういうところにこそ事業団をつくった威力を出してもらいたい、こう思うのです。かつて私は西脇の先染め業者の問題で、団地をつくれ、そして共同の処理施設をつくったかどうか、こういう話もしたことがあるのですが、いかがでしょうか。これは別に陳情ではありませんがね。

○影山政府委員 公害の処理施設につきまして、これは現在公害防止という問題が非常に大きな問題になっております。事業団の対象といたしまして、これも先ほどの共同工場と同じに無利子であります。そういう点で、ひとつ今後とも事業団ができましたならば、そういう方向で強力に指導していきたいと思っております。

○田中(武)委員 ここで特定繊維工業構造改善臨時措置法案との関係を知りたいのですが、これはもうやめます。次に、中小企業指導担当者の養成ということなんです。これは先ほど言っている中小企業経営指導員なんかも含むだろうと思ひますが、その中にちよつと考へねばならないのは、中小企業者またはその従業員を研修する。その従業員の研修というのは何をやるんですか。技能ですか。思想的な教育をしてもらうては困るんですがね。

○影山政府委員 技能教育と申しますより、もうちよつと高度な技術教育でございいます。もう一つ、この養成とか研修とかということはいいいことではあるが、一歩誤ると、大きな言い方をすると、中央政府の考え方を押しつけていく、そういうようなことになりかねないし、またそれが地方から見ればしからぬということにもなるわけです。だから、そういう点十分に注意をしてもらいたい。

それからお、この二十条の三項でしたか、二府県以上にまたがる場合云々というのは、その政令の規定についてだめを押ししたいんですが、これはもうどうしたか、政令で定める。あの細谷君の質問で二府県以上。だから、一体この三項で政令を出すのはどういふときとどういふ場合ということを書いてください。

○影山政府委員 第三項で政令で範囲を定め、場合、一つは第一項の第三号につきまして、政令で定める場合でございいます。それは第一点、二府県以上にまたがる場合でございいます。それからもう一つ、これは県のほうからの要望が非常に強いわけですが、先ほどちよつと御説明いたしましたが、事業団と県とで七〇%まで出す、その中で一〇%しか県が負担をしないという場合があるわけがございいます。そういう場合、七〇%を、自分が一〇%しか出さないのに、県を通じて出して、そのために債権管理という非常に大きな責任を持たせるのは困る、むしろその一〇%分を事業団に出して、その点では発言権を留保

し、さらにもう一つは、指導面、診断指導という点で発言権を留保しておくということで実質的な発言権を留保するという点さえあれば、債権管理のめんどうな仕事は、これはやりたくありませんという都道府県のほうの強い要望があるわけがございいます。そういう場合には、その直接事業の中に含め得るということを考えたわけがございいます。

○田中(武)委員 この二十条三項に基づく政令は、大体三つ考へておられるようです。いま言われた二府県以上にまたがる場合、それから後段に言われた一〇%しか出さない云々というやつですね。もう一つは、特定繊維工業構造改善臨時措置法案が通った場合に、それに対する政令を考へておる。この点が地方行政権との間に疑問の出ている点なんです。したがって、この政令についてはこちからも意見なり問題を提起したいと思ひます。これはあとで中村君がやると思ひますので、私はこの程度にして、これは二府県以上の場合のみということに限るべきではないかというふうな考へ方を持っております。しかし長官が言った二つの目的が、地方からの要望だということ、地方はそれをやられるからというのとではちよつとニュアンスが違ふんだが、そういう点はあとの質問者に譲るとともに、われわれの見解だけをはっきりさせておきたいと思ひます。

○影山政府委員 ちよつと補足的に……。第二番目の七〇%の中で、一〇%というのは、大体において繊維の構造改善の場合が該当するのではないかと申すわけがございいます。○田中(武)委員 そうすると、繊維が通つても、これに基づく政令は二点ですね。三点になりませんか。

○影山政府委員 大きく分けて二点になると思ひます。○田中(武)委員 その点につきましてはなお意見がありますから、あとへ譲ります。最後に、これは中小企業指導センターの一切の権利義務を承継する、引き継ぐということですが、これは当然法律上の行為、法律外の行為、いろいろあると思ひます。潜在的債務をも含むと思ひます。この「一切」ということは文字通り一切ですね。

○影山政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、中小企業指導センターからの権利義務として明らかかなものは五億二千万円ということになるかと思ひます。

○田中(武)委員 いま潜在債務、その五億何千万の中には入っていないと思ひます。ということでは、先ほど言った中小企業指導センターの職員等の退職金、勤務年数がどうなのか。今日まで何年かつとめてきたでしょう。これは潜在債務として中小企業指導センターに残るんでしょう。したがって、法律上の債権債務だけじゃなくて、事実上潜在債務に対しても受け継ぐんだということを明確にしておきたい、こういうことです。

○影山政府委員 先生御指摘のとおりでございいます。○田中(武)委員 まだありますが、これ以上やるとどうも委員会全体の予定が狂いそうでございいますので、この辺で私の質問は終わります。○島村委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 あらかじめお断わりいたしておきますが、実はできるだけ政府に協力をするつもりでこの法律案を早く上げたいと考へておるわけなんです。ですから、質問に対する答弁があまりにもとつてもないような答弁になったりいたしますと、それもまいたらないわけなんです。ですから、簡潔にして、あまり一つの問題について私もいろいろとお尋ねしないでいいように明快にひとつお答えを願ひたいと思ひます。

前の質問者と重複する点も私はあるのじゃないかと思ひますが、そういう場合は、前の質問者にお答えしたということでおしやうていただければ大体納得すると思ひますので、よろしくお願ひいたします。まず、大臣にお尋ねをしますが、御承知のとおり、各委員からも指摘されましたように、臨調

答申によって、公社、公団の整理統合をやらなければならぬ、やはりあまりつくりたくないにしろくちやならぬというような臨調の答申によって、政府も協力をするという姿勢を示しておられます。そういう際にこの事業団を設立しようということについては、やはり積極的な意義がなければならぬ。どうもいままでの答弁を聞いておられます、その積極さ、積極的意義を私は感じられない。そこで、大臣、どうでしょう、この事業団設立の積極的な趣旨と意義、それはどこにあるのか、まずお答え願いたい。

○菅野国務大臣 この中小企業振興事業団を設けました積極的な理由をいたしましては、一つは、従来ありました高度化資金の問題と、一つは指導の問題、これが従来二つに分かれてやっておるところに効果が効率的でなかった、これを一つに合せてやるほうが効率的であるというところに、この事業団を設けた積極的な理由があるわけであります。

○中村(重)委員 高度化資金特別会計とそれからいまおっしゃる指導事業、これが別になつておつた、うまくいかなかったというが、どういう弊害があったのでしょうか。

○影山政府委員 指導事業が伴いせんということ、従来の高度化資金方式では小規模事業者に浸透し、共同化、協業化をさせるということが不十分であるということが第一。それから第二点はアフターケアが指導の面でまだ十分でなかったということ、事業団をつくりまして、アフターケアも専心に行つてもらうということを考えております。

○中村(重)委員 私はそういう程度であるという、別に事業団をつくる必要がなくて、いろいろと改善する方法はあったというように思う。なお高度化資金の問題については、あとでまた質問の中でお尋ねすることにしたしまして、先に進みますが、この法人の性格、独立採算制でやるのかどうか、その点どうです。

○影山政府委員 望むらくは独立採算制でやりたいわけでございますけれども、やはり非常にリス

キーな仕事でございますので、必ずしも現在のところ独立採算制は考えておりません。

○中村(重)委員 独立採算制を考えていない。そうなつてくると、この事業団が大きな欠損を出した、そういう場合の責任は国が全面的に負う、そういうことに理解してよろしいですか。

○影山政府委員 欠損と独立採算制は別であらうかと思うわけでありまして、欠損は絶対に出さないように指導もあわせてやっていきたいと思うわけでございます。

○中村(重)委員 おっしゃるとおり独立採算制と欠損と、必ずしも直接の結びつきはないのですけれども、いかにこれを効率的に運営していくかという点については、やはり関連性が出てくる。そういうことになりまして、独立採算制というものをあまりに堅持することにおいて、肝心のこの事業団が働かないということも出てくる。それで欠損というものが出てこないように指導するのだとおっしゃるのだけれども、効率的に運用しよう、この事業団の公共性ということを考えて、そうしてせっかく臨調は事業団をつくるなというのに対して、これをつくつたんだから、つくつたその意義というものを十分生かしていこうということになってくると、やはり欠損というようにも出てこないという点の保証はできない。だからそこあたり、欠損が出た、これは県に金の貸し付けをやつておつたということで、そのしりぬぐいは県がやりなさいというような形が出てくるというふうなことになるのもいけない。したがつて、その責任の帰趨ははっきりしておく必要があると思う。だからあなたのおっしゃるように、欠損は出さないようにしますという答弁では納得できない。やはりそういう事態を考慮して、今日までのいろいろ検討されてきたと思うのです。だからもう少しそこは責任のある、なるほどと納得のできる答弁をしてもらいたい。

○影山政府委員 事業団の貸し付け対象の工場団地等が運営がうまくいかなかった場合に、それでは回収をどういうふうにするか、その事業団と都

道府県との責任負担の問題でございます。これは原則といたしまして、事業団と県とが分担をしていきなさいというふうな考えでおります。

○中村(重)委員 その点は非常に問題を感じる。この事業団の運営に対して県がどこまでタッチするか、欠損が出たという場合に、都道府県に対して、そのしりぬぐいをさせるという問題が起つてこないかどうかということですね。その点は十分検討の要があると私は思います。しかし、先に進みます。

公団、公庫と、この事業団の定義というものはどうなつたのか、公団、公庫と事業団はどう違うのか。

○影山政府委員 大体におきまして特殊法人であるということとは一致しておるわけでございますが、事業団というものは、大体におきまして、特定の政策的な事業を国にかつて行なうことを目的とする特殊法人でございます。大体において公団のほうは財団的な性格が強うございまして、どちらかと申しますと、公団のほうは先ほどお話の出ました独立採算的な見地が強く働いております。それから事業団のほうは、どちらかと申しますと、非採算的な事業が多いというふうになっておるようであります。

○中村(重)委員 別に長官をテストしているわけではないのだけれども、特殊法人の正確な定義は何かという質問に対して、行管の長官すら答弁ができなかったのだが、あなたは一応の定義は答ええになった。なるほど公団、それから公庫というものは——公団というのは公共性のあるものを、公庫と公団というのとは形の問題である。事業団は国にかつて政策的な問題をやっていくことを主たる任務とするということが伝えられているのだけれども、それすらも正確な定義と言えるかどうかということも問題があるのですけれども、どうもそこあたりは政府としても、公団、公庫は別なものとしまして、事業団というのに対して何か明確な解釈の上に立つてやっておるというふう

に思われないうような点が多いですね。しかし、こ

のことについては触れませんが、先ほども申し上げましたように、この事業団を設立した趣旨あるいは意義というもののに対しての積極面を感じないのです。そこでいまの説明を伺つた中で、機構面であるとか、あるいは資金調達面であるとか、その他の事項については、従来やつてきたことと比較をいたしまして、特別に事業団をつくつたことによつての利点というのか、中小企業の振興というものに大きく役立ち、中小企業がこれによつて非常な恩恵を受けるというふうなことを感じないのですが、従来とことと違つておるという点はどういう点でございましょうか。

○影山政府委員 改善されますものの第一点は、先ほど大臣が申し上げましたように、啓蒙、指導、助成等が一体的、総合的に実施されて、中小規模事業者の柱としてこれを浸透させていく体制が整つたわけでございます。

第二点の助成の場合でございますが、助成の割合が従来の五〇%、実質三割五分程度から、今度六五%ないし七〇%に引き上げられるということでございます。

それから金利につきましても、中小企業者——今度金利を取りましても、全体としての中小企業者の実質負担金利はむしろ有利となるといふふうに考えております。

それから助成対象も積極的に、弾力的に範囲を——この事業団におきましても業務方法書において弾力的に付加していきけるわけでありまして、償還期間につきましても、従来工場団地につきましては十年でございまして、今度十五年に延ばす、あるいは共同施設につきましては七年を十二年に延ばす、共同工場については十三年を十五年に延ばすというふうな償還期間も相当程度延長されたわけでございます。

それからもう一つ、先ほど田中先生に御答弁申し上げましたように、直接の建設費と事業が今度できるようになつたということでもあります。

○中村(重)委員 いまのお答えに対しては、また

あとで御質問することになります。先ほど田中委員の質問に対して、この事業団の役員構想については、いまのところ考えていないというお答えがあった。しかし、世上伝えられるところによると、副理事長のポストを大蔵に示したとか、いろいろなことが伝えられておるわけです。そういう事実があるかどうか。また考えてはいないというのだけれども、えてして、こういう何となくのことがいつも先行しているのですね、いままでの例が。ただこれをひた隠しに隠して、ただ発表だけをしていないということが通常なんです。今度の場合も、事業団をつくってから考えるというのではなくて、もう考えているのではありませんか。

○菅野国務大臣 先ほど田中委員にもお答えしましたとおり、副理事長を大蔵省から持つてくるという話は、私は全然聞いておりません。それから理事長の問題も、この前からたびたび申し上げております。まだきまつておりませんし、私は、中小企業にほんとうに全身をささげてやる人をさがしてやるのです。そういう人がいたら、皆さんのほうからも御推薦願いたいということをお願いしている。でありますから、まだだれにきまつておるといふことはありません。

○中村(重)委員 当然なことではありますが、いまの大臣の答弁の中からもうかがわれるように、有能な民間人をもって役員構成をやるということが原則であるし、当然通産大臣はそういう方向で役員構成をやるのだというように理解をしてよろしゅうございますか。

○菅野国務大臣 実業家をもってやる、これは役員人事ですから、役員の中にももちろん実業家の人もあります。しかし私の希望を言えば、中小企業で苦勞した人もひとつ役員に入れたいというところでございます。

○中村(重)委員 中小企業で苦勞した人という、範囲は非常に広いですね。しかし要するに、公団、公庫、そういう特殊法人が、いわゆる役人

の卒業生を送り込むための組織であるという非難が、臨調からも、あるいは世間からも非常に指摘され、批判されてきている。したがって有能な民間人をもって役員構成をやるというのが、私はやはり原則でなければならぬと思う。それでございませうか。そういまいに、中小企業で苦勞をしてきた人という何かつかみどころのない答弁ではなくて、どうですか。

○菅野国務大臣 私が答弁したことの中には、いま中村委員の言われたことも含まれております。中小企業で苦勞したというのは、自身が中小企業をやつて苦勞をした人ということの意味しておるわけです。

○中村(重)委員 いまの答弁で考え方はわかりました。

そこで、役員報酬というのは、どのくらいを考えておりますか。

○影山政府委員 まだ決定をいたしておりません。ただ、この事業団の重要性にかんがみまして、一番いいAクラスの特殊法人並みの報酬を出したいということで折衝しております。

○中村(重)委員 先ほどの私の質問に対して、いろいろと事業団の利点ということについてお答えがあった。各委員からも質問があったと思うが、事業団構想の原案というものが八〇%である、その際は、地方自治体が二〇%、それから国が六〇%であったわけですね。ところが今度は、国が四〇%になる、それから地方自治体が逆に五〇%原案より上がつて二五%、これは地方自治体に対して非常な財政的な圧迫を加えたことになる。またこの事業団構想が明らかにされてから、中小企業者、なかんずく団地等に入る、いわゆる国の近代化、合理化の政策に対して協力してきたところの中小企業者は非常に期待をし、喜んでおつた。ところが大きく後退をして六五%になった。ましてや地方自治体に対して二五%という、当初の構想よりも五%負担が大きくなったというところに、いろいろと地方自治体の財政の実態からいって、

うまくいくのであろうかということで心配をし、非常に不満を持っている。どういふわけでこういうことになったのか、この点は、大蔵省からもお見えてございませうから、企業庁並びに大蔵省からお答えを願いたいと思います。

○影山政府委員 当初八〇%の融資割合を要望しておつたわけでございませうが、これも財政力の限界等を勘案しまして、予算折衝の段階におきまして六五%になったわけでございませう。これは極ほど望んで針ほどかなうというわけでもございませうが、この八〇%まで持つていきたい、今後とも折衝を続けていきたいと思つてございませう。

それから県の負担分が二五%になりましたのは、従来から中小企業高度化資金につきましては、二五%分をたてまゐらしたとして都道府県のはうで負担をしてもらつたことになっておりましたので、二五%にいたしましたそのかわり、自治省のほうとも折衝いたしまして、地方交付税の算定基礎の中に十分に都道府県の負担分については組み込んでいたような次第でございませう。

○岩瀬説明員 先ほどの先生のお話のとおり、要求としては八〇%国並びに県の負担ということが言われておつたわけでございませうが、問題は、やはり国といたしましては、資金に一応の限度がございませう。昨年までは二五%国が持つておりましたのを、四〇%に引き上げたわけでございませう。結局国の負担増としては一五%になっているわけでございます。

それから結局、中小企業の問題といたしましては、資金量と金利の問題があるわけでございませうが、従来の方式でございませうと、国と県とで五〇%であったものを、六五%まで見るということとは、資金量の面では、自己負担率が中小企業は三五%で済む、そして金利としては負担がかわらないということ、今度の新しい事業団としての方式でも、中小企業に対する資金の融通のしかたとしては十分効果があるのではないかとこのように考えているわけでございませう。

それから県のほうは、先ほど二〇%とおつしやいましたが、これは要求はそういうふうになつておりますが、二五%というのは、昨年までの比率をずっとそのまま採用いたしておりますので、県の負担が、そのまま今度事業団になりますから増額になつたというわけではございませう。

○中村(重)委員 その点は、地方自治体の場合の負担は、従来二五%というところに非常に重圧を感じており、そのために消化ができないというのが実態であつたのです。そういうことから、今度はいさか事業団ができるのだから、事業団の新しいそういう組織の中においては、地方自治体の負担というものを軽減していくことになければならぬ。さらに事業団をつくることによって大きくこの事業というものを発展させていく、そうすると、負担率というものは従来のとおりであつたにしても、今度はそのだけ量的にこれを拡大するということになつてくると、非常に大きくなつてくる。したがつて五%程度でもこれを引き下げる、そういうことが必要であらうという考え方というものが、私は少なくとも通産省にはあつたのだらうと思う。それが二五%ということ、従来のとおりである、変わらない、地方自治体に対して負担を押しつけていくというところに問題がある。

そこで企業庁にお尋ねしますが、三十九年度、四十年、四十一年度の不用額というものはどの程度あるのか。

○影山政府委員 三十九年度不用額が二十億、四十年が三十八億七千五百万円、そのうち十億を一般会計で補正減しております。それから四十一年度は三十五億であります。うち二十六億を一般会計で補正減しております。

○中村(重)委員 お聞きのとおり、ただ二十億とか、三十八億とか、三十五億という数字だけでは、予算原額が幾らであつたか、これに対して支出済み額が幾ら、不用額が幾ら出てきたという数字を三つ並べなければわからない。私は四十年度だけをこゝへ調べてきておるのですが、歳入予算

額が六十七億三千四百七十七円、これに対して支出済み歳出額が三十四億九千三百三十万円、これに對して不用額が三十八億七千五百五十六万円。歳入予算額の六十七億に對して不用額が三十八億です。いいですか、これは半分消化されていませぬ。これが実態です。大蔵省、おわかりでしょう。この現実をどう見られるか。これは団地の土地の買収の問題であるとか、その他いろいろな支障が起つて、どうもうまく予算消化ができなかつたというような点もあるでしょう。しかしそれはまた繰り越しという形の処理の方法が行なわれておる。結局不用額ということは、地方自治体がどうしても二五%を受け切らなかつたという点があるが、私はこの中において大きな比率を占めておるであらうと思う。したがって、せっかく事業団をおつくりになる、国が考えるところの国際競争力を強化して、産業の高度化をはかつていくというような、特に資本自由化を控えた中において大きな役割りを果たす中小企業の振興をはかつていくという考え方の上に立つて事業団をおつくりになる、臨調答申に逆行して事業団をつくるということについては、やはりそこに積極的な目的というものがなければならぬと私は思う。その目的に沿うところの施策というものが行なわれてこなければならぬと思う。そこに私は、地方自治体の負担を軽減してできるだけ国が大きな負担をしていくというような態度というものがある。こゝから、従来そうであったからこれはちつとも負担というものはふえていないんだ、こういう現実を全然念頭に置かないで、むしろこれに目をおおつて今度の負担割合を決定したといわざるを得ないわけです。私は、こういう点からいいますと、せっかく事業団はつくつたけれども、この事業団が目的に沿うような効果的な運営というものが行なわれるのであらうかという疑問を感じているわけです。いま一度この点に對してはお答えを願いたい。重ねてお答えを願うために

これは申し上げるのでありますが、ともかくもどしは予算はそれで通つた。私がここでいかに強調いたしましたが、四十二年度においてはどうかすることもできません。もちろん補正の方法はありましようけれども、やはり次年度四十三年度に期待する以外にはないのでありますが、少なくとも四十三年度におきましては、企業庁の当初原案であるところの八〇%程度の融資率を決定をする、その中に国が大きな負担をしていく、そういう方向でなければならぬと考えるのであります。この点に對しては通産大臣はどのようにお考えになりますか、また大蔵省はどのようにこれに對應していかうとお考えになつていらっしゃるか、お答えを願いたい。

○菅野國務大臣 いま中村委員の言われるとおりにも、もしも地方負担が多いがためにこの高度化資金の運用がうまくいかないということがはつきりいたしますれば、その点について今後大蔵省とも折衝して、地方負担を軽くするように来年度においては交渉したい、こう考えておる次第でございます。

しかし私は、この不用の金が出てきたということとは、そのことよりも、昭和四十年年度においては経済が不況時代であつたために、せっかくいろいろ計画しておつても見合はす人が出てくるというやうなことが大きな原因ではないかと考えております。もう一つは、やはりこの高度化資金というもののについての指導よろしきを得たかどうかという問題、この点についても反省しなければならぬ、こゝから私は考えております。したがっていまして、私は、こゝしのように経済界が上昇するといふやうなときなれば、この高度化資金を利用したい人がたくさん出てくるのではないかと、こゝからいふまでも考えておりますので、そこではたして地方負担が多いためにこれがうまく運用されていなかつたかどうかというところは、もう一度われわれのほうでも調査したいと考えております。

○中村(重)委員 大臣は四十年年度はどうだと言うが、先ほど長官がお答えになつたとおり、三十九年度二十億、四十年年度三十八億、四十一年度三十五億です。この数字は間違いないのです。少なくともあなたのはこの当初の原案というのが六〇%と二〇%、それが絶対にこの事業団をつくる上について必要であつた。そういうお考えの上に立つて省議をまとめられ、大蔵省との折衝をなさつた。ところが、これが六五%に後退をして、都道府県の負担が五%アップしたということはおかしい。これは事実じゃございませんか。あなたの答えになるやうなことが、なぜ初めからそういうやうに八〇%なんという、そういう構想を持って発表されたのです。なぜにそういうことで中小企業者に多くの期待を持たせたのですか。最終的にこういう結果になつたにしても、いつまでも、こういうことであつてはならぬ。少なくとも四十三年度においては、もつと国が大幅な負担をやつていく、そして地方自治体に対して負担を軽減をして、総体的には融資のワクを拡大をする、比率を高めることにおいて、この事業団の目的というものをさらに発展をさせていくという積極的な態度があつてしかるべきではありませんか。先ほど、事務当局である長官ですら、来年はこうしたいという考え方を強調された。しかも政治家であるあなたが、いまのような消極的な考え方を明らかにされるというやうなことは、中小企業者に対して大きな失望感を与えます。そういうことでどうしてこの重大な中小企業の振興策なんかやれますか。

○菅野國務大臣 私が先ほど申し上げましたとおり、もしも地方負担が重いためにこれがうまくいってないのあれば、来年度において要求するといふことを申し上げたのであります。前向きに考えおつておつたことを申し上げておるわけです。

○中村(重)委員 次に御尋ねをいたしますが、先ほど利率などの問題のお答えもあつたわけですが、利率にいたしましても、いままでは無利子であつた、今度は三分五厘の利子がつくわけでありまうから、この面からは私は後退であると思つた。少なくとも従来よりも負担が上回るやうな今度の

この案というものは、私はどうしても納得がいかないですね。やはり従来よりも下回つていく、そういうやうなことでなければならなかつたのじゃありませんか。

○影山政府委員 先生の御指摘の点、ごもっともな点でございますが、金利につきましては、中小企業者の実質負担金利は、むしろ五〇%の場合といたしましてはほぼ同様に持つていくようにいたしましたわけでございます。

それから、五〇%の助成割合でございますが、実質は三割五分程度でございますので、それを勘案いたしますと、計算上はむしろ今度は実質負担金利は有利になるというやうな計算も出るわけでございますが、そのところはいろいろと計算のしかたもございまして、問題もあるかと思つたが、いづれにいたしましても、できるだけ事業団のコスト、経費等も低めるといふやうなことを努力いたしまして、今後金利の負担の軽減という方向で努力をしたいと思つておるわけでございます。

○中村(重)委員 従来よりもよくなるというのは、どういふ試算をしたらさうなるのですか。

○影山政府委員 従来の助成割合は五〇%ということになつておりましたけれども、実質助成率は、工場団地等で申しますと三一・六%、商業団地で二〇・九%、店舗の共同化が三三・五%といふやうなことでございまして、大体実質の負担率を三五%といふやうに計算いたしますと、従来の三五%無利子助成、残りの六五%を、かりに八・二%といたしますと、借り入れの場合の全資金コストは五・三三%になるわけでございます。今度事業団方式で四〇%を三・五%、それから二五%を県が無利子、残り三五%を八・二%で借り入れるといふことにいたしますと、全資金コストは四・二七%となるわけでございますので、従来の五・三三%に比較しまして四・二七%と有利になるというところを考慮しておるわけでございます。いろいろと計算の方法はございます。

○中村(重)委員 いろいろ計算の方法はあると言つたつて、てまがなつてな計算をされては困り

ます。そんなばかな話がありますか。いいですか、五〇％であったのだけれども、三二％しか事実は出ていなかった、そのことも問題があると思うのです。五〇％を見ておきますということ、いままで盛んに私どもの質問に対しては答えておきながら、実際はそうではございませんでした、三二％程度しか出ていなかったのです、そういうことをいまあなたがぬけぬけと答弁をするというのはおかしいと思う。それからもう一つ、五〇％の場合におきましても、残り五〇％はどこからその金を調達してきたとあなたは考えになつておりましたか。財産を処分した人もありまして。あるいは低利の金を借りてきた人もありまして。いろいろな形で中小企業者は半分資金調達をしてきたのです。あなたが言うように、あなたの利率計算というふうなことで、そこから金を借りてきたとばかりは言えないのです。そうでしょう。それなら、そういうてまえがつてな計算で、いままでよりも負担が軽くなるというふうな、そんなばかな御答弁はありませんよ。これは私の計算によつてくると、今度は逆に事業団になつたほうが負担額というものがふえてくることになる。決して低くはない。これははっきりした数字を私はあなたにお見せしたいけれども、時間の関係があるから、資料によつての一つ一つの質問はいたしませんけれども、いずれにしてもいままでは無利子であったところが、今度は三分五厘の金利をつけるんだということです。その限りにおいては後退であることは間違いないのです。ただ一五％融資ワークをふやしたというだけのことなんですね。しかし一方においては、マイナス要因は、やはり三分五厘の利子をつけるようになったというところは間違いないのだ。ただあなたは、質問に対して無理にお答えをしようと思つて、かつてな計算のしかたをもつて、いや、いままでよりも実は有利になつた、そんなばかな答弁のしかたでありませんか。これはマイナス要因です。

○影山政府委員 先生の御指摘の点もあるわけ

でございます。今後ともこの金利の引き下げにつきましては努力をしていきたいと思つておられます。ごさい。

○中村(重)委員 それから、細谷委員から過日の委員会において指摘をされたこと、さらにまた田中委員からもきょう御質問があつたわけですが、この二十条の三号の問題ですね。これは他府県にまたがる場合は事業団がやるということであつたわけですね。ところが二十一条に「業務の委託」というのがありますね。これを見ると、事業団が直接行なうとするところのいわゆる他府県にまたがる事業、これは都道府県が単独ではやることのできないし適当ではないと考える場合に、事業団があつたの三号によつてやるのだというお答えで、これは金融機関にこれを委託するということになつておられますね。この点はどうもはっきりしないのです。これをひとつ明らかにしてもらいたい。

○影山政府委員 二十一条の業務の委託でございますが、第一項のほうの融資事業につきまして、業務の一部を委託するということになつておりました、先ほど御説明申し上げましたように、事業団が金の流れを行ないます場合に、たとえば商工中金に融資の実際の債権管理と申しますか、そういうようなものを委託するということのごさいいます。一部を委託するということになるわけでございます。

○中村(重)委員 一部であらうとも全部であらうとも、二十条の三号によつて、地方自治体いわゆる単独がやるということは適当ではない、したがつて、これはいわゆる二県以上にまたがるのだから、そこは事業団がやらなければならぬのだ、そういうお答えであつたわけですね。ところが、二十一条の委託の場合は、これを金融機関の一部を委託するということになつておる。これが私にはわからないと言つたのです。二十条において、

県でやれないのだから事業団がやるのだと言つておきながら、二十一条において、これを地方自治体に委託するということはどういうことなのかというのです。

○影山政府委員 第二項のほうで地方自治体に委託します場合には、実際の土木事業でございいます。実際の土木事業をやります場合には、事業団が直接やれないから、市町村あるいは地方の開発公社等に委託するということでございます。

それから第一項のほうは、二府県以上にまたがり事業団に金を出す、あるいは一〇％しか単独が負担をいたしません場合に、この一〇％を事業団に持ち込みまして、金の流れは、事業団から商工中金なら商工中金を通じて金を流す、債権管理はそこに委託するということを書いてあるわけでございます。

○中村(重)委員 金融機関にその一部を委託するという問題は、これは議論になつてないんだ。私はそれはそれでよろしいと思う。ところが、いまのお答えでも、なおどうもはっきりしないのです。これは何であつたにしても、二十条の三号においては、地方自治体がやるということが適当ではないから、やれないのだから、したがつて事業団がやるのです、といつてあなたは答えになつたのだ。その二十条においてやれないといつておきながら、二十一条において地方自治体にその一部を委任するのはおかしいじゃないか、矛盾してると言つたのです。

○影山政府委員 第二十条の第三号におきましては、都道府県から必要な資金の一部の貸し付けを受けるということになつておまして、都道府県が行なうのには適当でない、しかしながら、これを一番末端にありまるところの開発公社あるいは市町村等に委託するといふ場合が起こる、これは現実の土木事業でございいます。そういう場合を書いてあるわけでございます。

○中村(重)委員 二十条の整地であるとか、あるいは譲渡であるとか、そういういろいろな事業を

やるわけでしょう。そういうような事業を二十条のイ、ロでやる。ところが二十条の三号においては、都道府県が、いわゆる単独の場合はやれるのだけれども、両県にまたがるといったような場合はやれない、こういうのでしよう。ところがその事業というものを、今度は二十一条において都道府県に委託するとはっきり書いてある。この条文には書いてあるでしよう。だからその点が、政令でやるのですとか何とかいつてみても、はつきり二十条でこういうことを答えておきながら、二十一条において委託をするということは、これはおかしいというふうなだれでも考えるのじゃありませんか。

○影山政府委員 この三号のほうは、お答えいたしましたのは、単独がやるのは適当ではないといふ場合は、単独で資金負担をするのが適当でない、だからこの資金負担を単独でできない、従来的高度化資金でもできないわけでございます。それから、都道府県から資金の融通を受ける。しかしながら、土木事業は実際上都道府県がまた直接にやるわけにもいかないわけでございますので、開発公社、あるいは市町村長がそれを実際上やつておる場合もございまして、そういうものに委託をするということでございます。資金負担は単独ではできないから、事業団に出すけれども、実際の土木事業の直接の事業はもう一度再委託するといふことを言つてゐるわけでありまして。

○中村(重)委員 いまあなたが答えになつたやうなことの区別というのはいらないでしよう、この条文の中からは。

○影山政府委員 第三号には「都道府県から必要な資金の一部の貸し付けを受けて」といふことが書いてございいます。資金負担の点について単独でできない場合といふことを前提にしておるわけでありまして。

○中村(重)委員 ではこの問題はあとでお尋ねすることになります。

が、そのとおりですか。

○影山政府委員 公害防止事業につきましては八〇%まで、これは県が四〇%、それから事業団が四〇%を負担いたしました、無利子で貸し付けをするということになるわけでございます。

○中村(重)委員 公害基本法の中におきましてもいろいろ議論がなされたということはあなたも御承知のとおりであります。したがってこの公害防止対策の事業というものをこの事業団が行なうことは、これが通産省の監督下にあるだけに、やはりこの基本法の中に示されたような方向で、どうもほんとうの意味の公害防止対策ということが行なわれない、いわゆる企業ベースという形においてその事業というものは行なわれるのではないかという不安を持っておる向きもある。そういう点は各省との十分な話し合いの中で行なわれたのかどうか。

○影山政府委員 その点につきましては、厚生省その他とも十分打ち合わせをいたしております。その実施の担保といたしまして、公害防止事業団が二〇%を負担するという、そういう協調融資を必ず行なうというように、その方策の統一性と申しますか、そういうものを確保したい、そういうことでございます。

○中村(重)委員 それから第二十條の二項の一号ですか、中小企業者が他の中小企業者とともに出資して設立する会社というのがあるわけですね。これはどういう会社を構想しておるのですか。

○影山政府委員 中小企業の高度化につきましては、合併、共同出資によりまして、中小企業者がその適正生産規模を高めていくという場合があるわけでありまして、そういうものを考えております。

○中村(重)委員 中小企業というのは御承知のとおり定義があるわけですね。今度あなたは中小企業の定義というものを拡大をして、資本金の額等も一億円程度に広めていくというのを考えておるといふように伝えられておるわけです。ですから、いわゆるその定義一ぱいの中小企業者が話し

合いをやって別の会社をつくっていくということになってまいりますと、その点からいわれる中小企業の範疇からはずれてくるという形になる。持ち株会社ということが議論をされたということはあなたも御承知のとおり。このケースはちょうど持ち株会社の逆になるのです。だから中小企業というものはおのずから定義があるのだから、その定義の中小企業というものが、中小企業の範疇に入るために別の会社をつくって、そして事業をやっているというところになってくると、定義の上からは私は問題が出てくるような感じがいたします。その点はどういう点もございまして、この第二項におきまして、中小企業者が合併した場合に中小企業者の定義に合致しなくなった場合にも、これは年限を限りまして、中小企業者としての扱いを暫定的に認めていくということことを考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 これは設立をした三年以内まではよろしいわけでしょう。そう書いてありますね。だから、いまのあなたのお答えでは、私が問題視していることに對する答えにはならないですね。そう思いませんか。

○影山政府委員 三年以上経過いたしますと、これが中小企業者同士が合併してやったのかどうかという因果関係も不明確になりますので、一応三年で限っておるわけでございます。この中小企業者が合併をするあるいは共同出資をしまして高次の段階に達したものににつきましては、いわゆる中小企業の卒業生といえますか、そういうものは、今後やはり基本的にも検討していかねければいけないと考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 どうもいまのあなたのお答えではつきりしないのだけれども、「他の中小事業者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額の出資をして設立する会社(合併後存続する会社を含む)」であって、その合併若しくは設立をした日から三年を経過しないもの」という書きであるのです。どうも、法律の条文というのは

どの法律も非常に難解なんです、わかりにくいのですよ。わかりにくいのですけれども、これはどう考えても、中小企業者というものが、二つの会社がある、それが話し合いをやって別の会社をつくるということは、やはり問題があるわけですね。それで、年限をここで限ったのだというようにすることは答弁にはならないですね。それはやはり明確にしておかなければ、中小企業の定義の問題とも関連が出てくると思うのです。

○影山政府委員 これによりまして中小企業の定義を変更するという問題ではございませんで、中小企業近代化促進法におきましても、税制上の措置につきまして、中小企業と中小企業とが合併したり共同出資をして会社をつくる場合には、圧縮記帳の措置も認めておるような次第でございます。そういう中小企業の高高度化という点につきましてもこの事業団の対象にいたすわけでございます。ただいま中小企業と中小企業が合併をします。共同出資をして、中小企業の定義からはずれていくものは、例外的に期限を限ってこの助成の対象にしようということでございます。それだからといって、中小企業の定義にこれが根本的に影響してくるという問題ではないというふうに考えております。

○中村(重)委員 だから中小企業と中小企業が合併をして、そしていわゆる中小企業の範疇から資本的にも従業員の数からいってもはずれた。しかし直ちにいま中小企業者ではないのだということとこれを打ち切ってしまうということ、そこに問題がある。中堅企業の場合に、確かにいま出てきておる中堅企業というのは大企業扱いをされないのだから、範疇からははずれたものだから、中小企業として保護的な施策も講じられない、宙ぶらりんみたいなものになっている、いまの中堅企業というものは、だからその点は、やはり考えなければならぬということとはそれなりにわかる。ところが、この条文の中で、私がその解釈をしておるのは、中小企業と中小企業が合併をするのじゃないのだ。お互いに資本を出し合って別の会社をつくる、こう書

いてあるでしょう、条文は。それがどうも何か脱法行為をやるのだというように受取られませんか。

二つの会社というものがぎりぎり一ぱい——中小企業としての最高の範疇としては資本金も五千万あるいは従業員も三百名、これはその二つのしほりがあるのですから、ある場合は中小企業は一億の資本であっても、従業員の数によっては中小企業として扱われることに定義のほうからはなっていますからね。しかしそのいづれの場合であつても、ともかく中小企業のぎりぎりの定義一ぱいの企業、そこが二つ集まって、そして別の会社をつくるということになってくる。やはりどうも中小企業として直接自分たちが合併をしたらば中小企業の範疇からはずれるから、施策を受けることができなくなるから、ここでひとつ別の会社を資本を出し合ってつくるような感じが、こういうことになってくると、私はやはり脱法行為的な感じがいたします。持ち株会社の場合等いろいろと議論があるわけですが、持ち株会社の場合はそうじゃなくて、手足だけは自分たちがほとんど持つておいて、資本を持つ会社だけが合併をする。ちょうどこのケースは逆になりますね。そこにこの問題を私は感じておるわけです。だから、いまのあなたの答弁の中からも、どうしても私の疑問というのは解けない。それから先ほどの二十一条の問題もどうもはつきり理解ができないのですが、とりあえずいまの点についてもう一度お考え方をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○影山政府委員 先生御心配のように、脱法的な場合もあるいは考えられないわけでもないと思ひますが、しかしながら今度事業団の対象としてこれを取り上げる場合には、そういう脱法的な問題が起らないようにひとつ注意して、助成対象の選定の基準というものははっきりさせていきたいと考えております。

○中村(重)委員 脱法行為が起らないようにいたしましょう、こう言うけれども、政令で法律を曲げることはできませんよ。法律で、中小企業者が二つ集まって資本を出し合って別の会社をつく

るのだということをはつきり条文に掲げてしまつた以上は、これをどうすることが出来ますか。だからこれはどんなにでも解釈できるような条文であればいいのだけれども、これははつきり書いてあるのです。そこに問題があるように思うのです。

○影山政府委員 第二項に「特に必要がある場合には、通商産業省令で定めるところにより、」というふうに書いてございます。特に必要があるかどうか、あるいは通商産業省令で合同、合併の場合の基準を定めます場合に、そういう脱法的な行為は、これを排除するという方針でいきたいと思ひます。

○中村(重)委員 どうも役所がつくる法律というのは政令事項が多過ぎる。生かすも殺すも全部政令でやる。そのことは、田中委員からいつも指摘されるように、立法機関なんというものはどうでもよいし、とにかく行政機関が自由自在にどんなふうにもできるというふうな法律の組み立て方はいかぬです。そんな本文で書いておつたことを、政令で自由自在に扱つていくということが出来ますか。そういうような不見識な法律を出すということは、立法機関に対する軽視ですよ。

○影山政府委員 先生御指摘の点も非常によくわかるわけですが、先ほど先生が御質問になりましたときに私も直ちに答弁ができなかつたように、いろいろな場合があるわけですが、ひとつ弾力的な運用、あるいは今後どんな予測し得ない事態が起つてくるかも知れなない場合がありますので、そういう点も考慮いたしまして、不本意ながら通商産業省令で基準を定めることにしたわけでございますので、どうぞ御了承をお願いしたいと思います。

○中村(重)委員 それでは、私の質問はこれで終わります。運用の面において、委員会等において質疑されたことについては、いささかも問題が起らないように通産大臣は対処していかなければならぬと思ひます。通産大臣の明確な答えをいただきたいと思ひます。

昭和四十二年七月三日印刷

昭和四十二年七月四日発行

○菅野國務大臣 およそ法律というものは、大体こういうことが起り得るだろうということとで予定して法律をつくつておるのでありますが、実際になつてくるといろいろ問題が起ります。でありますから、そういう場合には、あるいは政令でそれを規定するとか、あるいはまた法律を改正するとかというように起つてくると思ひます。私は予測すべからざるいろいろな事件が起ると思ひますから、いま中村委員のいろいろ御心配になつておられることは、私もそういうことが起り得るということも考えられるので、そういう場合はそういう場合でひとつまた善処したい、こう存じております。

○島村委員長 おはかりいたします。本案の質疑は、これを終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案の質疑は終局いたしました。

午後二時十六分休憩

午後二時十九分開議

○島村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。内閣提出、中小企業振興事業団法案を議題として、審査を進めます。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。中小企業振興事業団法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○島村委員長 この際、小川平二君外三名から、

自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提案者から趣旨の説明を聴取することにいたします。中村重光君。

○中村(重)委員 ただいま議決されました中小企業振興事業団法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

中小企業振興事業団法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、事業団への政府出資の増額、財政投融資資金の大幅導入等により、中小企業者に対する貸付比率の引上げ及び貸付金利の引下げ等を図るよう、今後積極的に努力すること。

二、事業団の貸付が当初計画を達成するよう、事業団資金の効率的運用につき特に指導監督するとともに、都道府県の財政負担の軽減に努めること。

三、中小企業者が集団化計画に参加する際の旧債の処理、跡地の処分等につき必要な助成を行なうよう配慮すること。

四、事業団の役員には有能な民間人を起用するよう努めること。

以上でございます。

決議案の第一は、今後事業団への政府出資の増額及び低利の財政資金の導入等により、中小企業者に対する貸し付け比率がたとえば当初構想にあった八〇%程度までできる限りすみやかに引き上げられるよう、また貸し付け金利は極力引き下げられるよう政府の努力を要請するものであります。

第二点は、従来中小企業高度化資金特別会計が年々多額の使い残しを出していた事実にかんがみまして、事業団設立後はかかることのないように

という趣旨であります。

第三点は、中小企業者が団地に入ろうとしても、自己の旧債により、またあと地処分の困難により、できない場合があつたのでありますが、これに対して政府が特段の助成をすべき旨を要請したものであります。

第四点は当然のことでありまして、特に説明の必要もないと存じます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○島村委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。菅野通商産業大臣。

○菅野國務大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重して本法の運用をはかるよう努力いたします。

○島村委員長 おはかりいたします。本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○島村委員長 次会は、明二十八日水曜日午前十一時十五分理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

午後二時二十四分散会